

議 事 日 程 (第1号)

平成24年6月26日(火曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 例月出納検査結果報告
日程第4 平成23年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5 議員派遣の件
日程第6 一般質問
日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
 専第8号 平成24年度東白川村一般会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第43号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第44号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第45号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第46号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第47号 平成24年度東白川村一般会計補正予算(第3号)
日程第13 議案第48号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第49号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第2号)
日程第15 議案第50号 平成24年度東白川村下水道特別会計補正予算(第1号)
日程第16 議案第51号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第17 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩

国保診療所
事務局長 安江 宏
監査委員 安江 正彦

地域振興係長 桂川 憲生

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 今井 修輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成24年第2回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井保都君、6番 安倍徹君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの4日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの4日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江祐策君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成24年6月26日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成24年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成24年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成24年3月26日、平成24年4月25日及び5月25日。

3. 検査の結果 平成24年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安江祐策君）

監査委員の報告に対し、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成23年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（安江祐策君）

日程第4、平成23年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件についての提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

平成24年6月26日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村長。

平成23年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成23年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、既に3月の議会の補正予算の中で説明をさせていただいたものですが、今回、自治法の規定により、繰越計算書として改めて報告させていただくものでございます。

23年度に完了せず、24年度に繰り越した事業でございます。

1枚めくっていただきまして、平成23年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

まず一般会計でございます。

款項、事業名、金額は事業費の意味でございます。それから、翌年度繰越額、それから繰越額の財源内訳の構成になっております。上から土木費が3件ございますが、繰り越しの理由については、災害によりまして通行どめ等が発生して、資材の搬入等ができずに工事がおくれたものでございます。

まず1つ目でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名が道路橋梁維持事業、事業費が2,877万2,000円、翌年度繰越額が475万2,000円でございます。財源は一般財源でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、事業費が3,127万6,000円、翌年度繰越額が1,749万4,000円でございます。財源は、国庫支出金が1,136万6,000円、残りが一般財源で、612万8,000円でございます。

8款土木費、4項河川費、河川砂防事業、151万2,000円の事業費のうち、88万円を繰り越すもの
でございます。一般財源のみの財源でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、事業名が農地・農業用施設災害復旧事業（台風
15号災害）でございます。事業費が3,277万5,000円のうち、891万6,000円を繰り越すものでござい
ます。財源としましては、村債として370万、その他21万5,000円は地元の負担金でございます。残
りが一般財源で、500万1,000円でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の林業施設復旧事業（台風15号災害）でございま
す。事業費が1,610万4,000円、繰越額が617万1,000円でございます。財源のほうは、150万の村債、
それから14万7,000円は地元負担金でございます。残りの一般財源が452万4,000円でございます。

同じく11款2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業（台風15号災害）でございま
す。事業費が2,824万8,000円のうち、1,041万7,000円を繰り越すものでございます。財源は、620万が
村債で、残りの421万7,000円が一般財源でございます。

次のページへ参りまして、11款2項公共土木施設災害復旧費のうち、河川復旧事業（台風15号災
害）でございます。4,195万9,000円の事業費のうち、1,331万6,000円を繰り越すものでございま
す。財源は、980万が村債で、351万6,000円が一般財源でございます。

合計としまして、事業費1億8,064万6,000円のうち、6,194万6,000円を繰り越すものでございま
す。財源は以下のとおりでございます。

次に、簡易水道特別会計が1件ございます。

こちらのほうの繰り越しは、2でございますが、一般会計のほうの本体工事のほうが繰り越しに
なるために、あわせて繰り越すものでございます。陰地と栃山境の護岸工事の移転補償、それから
栃山橋の支障移転に係るものでございます。

2款簡易水道事業費、1項簡易水道建設事業費、事業名が簡易水道建設事業（単独事業）でござ
います。事業費が373万4,000円のうち、140万7,000円を繰り越すものでございます。財源は一般財
源でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

ただいまの報告に対し、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成23年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江祐策君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

平成24年6月26日、議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員。

1. 少年の主張大会&ふれあいコンサート、教育振興に資する。はなのき会館、平成24年7月6日、議員全員。

2. 学校保健会総会、学校教育に資する。中学校、平成24年7月17日、安倍徹議員。

3. 東白川夏祭り、地域の活性化に資する。中川原公園、平成24年8月14日、議員全員。

以下は、次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告をいたします。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江祐策君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は6名です。

通告順に質問を許可します。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

本日は、災害対策への備えの進捗状況について質問をさせていただきます。

昨年、一度災害対策について質問をいたしました。今回も災害対策について質問をさせていただきます。

昨年、一昨年と2年続けて災害に見舞われ、その教訓を生かして今後の災害への備えを検討し、改善をしなければならないことに関しましては、早急に見直していくということでしたが、昨年の災害から既に10カ月余りがたち、ことしも梅雨に入り、住民の方々におきましては、現在、災害への備えがどの程度進められているのか大変心配されているのが現状でございます。特に避難所の見直し、危険箇所の図示したマップの作成、要援護者の個別避難計画、各要援護者の身体状況に応じた避難支援や避難先、避難方法、個別の支援者の計画等を立て、速やかに安全に避難させられる計画がどこまで立てられているのか、村長の目指されている安心・安全な村づくりを推進するためにも、こうした備えが構築されているものと期待するものでありますが、いかがでしょうか。

現在、災害への備えの対策状況をお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えをいたします。

議員御指摘のように、最近、大小の災害が各地で発生しております。本村でも、一昨年は農地災害、昨年は水害に対し、全村避難勧告を経験いたしました。その中で学んだことは、地震の被害と大雨による水害、また台風による災害はそれぞれ異なり、避難場所についても同じようにはまいらないと考えております。

最近の例では、19日の夜、台風の直撃が予想されておりました。その場合、朝一番に防災会議を開き、避難所の開放と村内への自主避難の啓蒙、要援護者への避難の確認などを指示いたしました。また、夜の風雨が予想されましたので、避難勧告や避難指示は出さないことを確認いたしました。

今回の台風4号は、進路がそれで大変助かりましたが、いずれにいたしましても、自然災害については、自助、共助、公助を基本とし、安全・安心に努めてまいりたいと考えております。

国や県の対策や現状の村の対策の進捗状況について、係から報告をいたします。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

まずハザードマップの作成、それから地域防災計画の見直し、個別避難計画の策定などにつきましては、大変おくれておって申しわけありませんけれども、7月から8月にかけて、県の可茂土木のほうから、村内の土砂災害の警戒区域の指定箇所の地元説明を行っていただきます。それにあわせて、住民の方の避難箇所や避難経路などの検証を行いまして、避難場所の見直しなどを行っていきたいと思っております。そして、それぞれの計画に反映させていくというような順序になる

うかと思えます。特にその要援護者をどのように避難させるかなどにつきましては、地域の住民の方と大分よく話し合わないといけないと思っておりますので、よく詰める必要があろうと思えます。また、そのほか、消防団や自主防災会で活用しております防災行政無線のほうにつきましては、老朽化とか電波の届かないところがございますので、デジタル化へ更新するように、今年度、調査を委託いたします。そして、早い時期での更新をというふうに考えております。よろしくお願ひします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

緊急情報配信サービスですか、これにつきましては非常に素早く対応をされて、4月から配信をされているということにつきましては、特に村外へ働きに出ておられる方々につきましては少し安心をされたということで、これにつきましては、私、本当に大変好評であるということにつきましては、評価をいたしております。しかし、先ほどの話でもありますように、避難所につきましては非常に時間がかかるということを思っております。危険箇所の検証、あるいは要援護者の個別避難につきましては、課長も申しておりましたように、当然、地域の方々の御協力をいただかないと成り立たないものでございますし、個人情報等の大変難しい問題もございます。どうか一日も早く計画をしっかりと立てていただきたいと思えます。

先ほど来話がありますように、先日の台風4号におきましても、コースがたまたまそれだからよかったようなものの、災害が発生していれば大変なことになっていたなあというふうに思っております。特にこれから台風のシーズン真ただ中に入ってくるということで、子供たちや高齢者の方々が安心して避難できるような対応がとれているのかなあという心配をすることでございます。そうした対策がきちんとなされているのか、再度、しっかりした計画が立てられる前に、災害が発生したときにどのような対策をお持ちになっておるのか、再度お伺いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

避難場所については、また新しく避難場所をつくるということは現在ではできておりませんので、従来どおりのところでございますが、昨年の災害のときに防災センターへ来てみたら、とても避難所としては危険であると。これは水がたくさん出てきたということでございますので、早速変更をして、学校のほうへ避難をしたと、臨機応変に対処をしていただいて、大きな経験になったことでございました。そしてまた、村民センターへもたくさんの方が避難すると、これは水に対する避難、こういうことでございます。もしも地震が来たということでありましたと、山が崩れてくるということがございますので、この役場のほうへ来ると裏山が崩れることもあろうかというようなことで、それぞれにやはり避難場所というのは、そのときの災害の種類によって状況が違ってくるわけで

ございますので、防災会議等でもいろいろと皆さんの御意見を伺いながら、そしてまた話し合いによって、どのような災害であって、どういうところが避難できるか、一つずつ、こういった場合はこの避難所というふうに決めてはおりませんが、これは避難される方が自分たちで考えながら、例えば夜であれば、大雨の場合、外へは出ないほうがいいんじゃないか、避難はしないほうがいいんじゃないかという場合もあろうかと思えますし、御家族の方でそれぞれお話し合いをしながら、こういうときにはここへ逃げようという計画をもちろん立てなくてはなりません。また、村としては、そういう避難所をいち早く、雨の場合はこういうところへ逃げていただきたいということをその都度皆さんにお伝えしていかなくてはならないと思っております。

それから、今、係から申し上げましたように、県のほうも危険区域のマップを新しくつくって、先日の可茂土木のときに皆様方にも御説明する予定でしたが、ちょっと臨時が入りましてできませんでしたので、改めて、わざわざ申しわけないんですが、お集まりをいただいて、それも検討していただきたいと、こんなふうにも思っております。

今後については、それこそ避難をする人たちと一緒に話をしていくということが非常に大切であろうと思っております。

また、要援護者については、これはそのほうの係がありまして、それぞれに名簿を自分たちで持っておりますので、これは全員に公表するというはしておりませんが、持っておりまして、この方はこういうときにはどういう避難をするという計画を立てておつてくれます。非常に民生委員の方々も一生懸命でございまして、もう何年も前からやっておっていただきまして、非常に感謝しておるところでございます。そのような状況でございますので、昨年災害があったから、すぐじゃあきょうからというふうにしかりとした書いたものをお見せするということができておりませんが、まことに申しわけないと思っておりますが、なかなか書きにくい問題でもございますので、そんなふうには現状では考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

書きにくい問題ではありますけれども、やはり地域の方々の御協力をいただかないと何事も成り立っていかないと思えますし、住民の方々が本当に安心・安全に避難ができるように、ぜひもう一度さまざまな点につきまして検討をいただきたいと。対策も、計画が立てられていないから仕方がないでは済まされませんので、何とか住民の方々に安心して暮らしていただける村づくりを推進していただけるように確認をさせていただいて、質問のほうを終わらせていただきたいと思えます。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

御指摘のとおり、なかなか早くできておりませんで申しわけないと思っておりますが、言われる

とおり、何事も地域住民の方の御協力がなくては避難等はできません。よく皆さんとお話をして、御理解を得ながら、計画を早急につくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安江祐策君）

続きまして、5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、3点ほどお伺いいたします。

支援計画について、3番議員の質問とダブるかと思います。昨年の災害から、村は地域防災計画の見直しを進めておられます。そんな中で、災害時に避難するのに支援が必要な要援護者をだれがどのように助けるのか、本村のように高齢者が多い地域では、支援計画を早急に策定する必要があるのではないかと思います。地域のきずなをしっかりと保つためにも、自治会や民生委員の協力を得て対応を検討していただきたいと思います存じますが、いかがお考えかお伺いいたします。

2点目は空き家についてですが、人口対策で定住促進をするためにさまざまな事業を展開していますが、空き家対策についても大切な人口対策であると認識をしております。最近、空き家についての問い合わせがあるとか聞いておりますが、受け皿となる村の対応が不十分ではないかと存じます。せっかくのチャンスを逃がさないためにも、村にしっかりした窓口を設置すべきではないかと思っております。不動産業者などで対応していただくところと、そうでないところ等もあると思っておりますので、検討をして生かしていくことも必要だと思っておりますが、どうでしょうか。

3点目は震災瓦れきの処理についてでございますが、東日本大震災で発生した瓦れきは、現在、これ5月末現在だと思っております。総計243万トンで、内訳は、木くず62万トン、可燃物43万トン、不燃物129万トンだそうです。この処理について、全国に受け入れを要請されておりますが、可茂管内では、白川町と可茂衛生施設組合が受け入れを検討しておられるようです。もし白川町で受け入れをされるとなれば、大気汚染等が心配されます。また、可茂衛生組合が受け入れをされるならば、組合の維持負担がふえて、現在でも平成24年度分で3,700万余りの負担金を納めているのに、個々の町村に増額を求められるのではないかと心配するところです。これらのことに村長はどのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

災害対策については、樋口議員にお答えをしたように進めてまいりますが、想定外の事態もありますので、昨年の避難場所のように臨機応変に対処をする心構えも大切と思っております。

次に、空き家についてですが、定住促進に空き家を充てることは一石二鳥のように思えるわけですが、空き家には持ち主があり、別荘のように時々帰られることもあり、村の事情を押しつけるわけにもまいりません。しかし、村として、売りたい方、住みたい方の御紹介をすることは

やぶさかではございません。

次に、東日本大震災の瓦れき受け入れについての私の考えは、私も岩手県へお見舞いに行った折に、瓦れきの山を見てまいりました。あれを片づけなくては次へ進みにくいと思っております。現地で処分をしておりますが、全国へも瓦れき処理の協力が要請をされました。私個人的には同情の気持ちは持っておりますが、御存じのように、村の廃棄物処理は、加茂、可児の市町村の組合で可児市において処理をしておりますので、可児市の市民の方、それから可茂衛生施設利用組合の意思が尊重をされるべきであると考えております。現在のところでは、受け入れをするというお話はまだ聞いておりません。

また、空き家の現状については、窓口であります村民課から報告をいたしますし、瓦れきの受け入れ要請についての今までの経緯について、係から御報告を申し上げます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

まず、空き家の調査のほうでございますけれども、空き家につきましては、平成10年ごろから、県内で空き家とか廃墟ビルの中で犯罪が発生するというような事件が発生しておりますので、防犯、防災上のために別荘と空き家の調査を行って、台帳を作成しております。その後も、消防団の活動とか総合防災訓練の折に随時調査を行って、データの更新をして、空き家の台帳というのは役場に保有しておりますが、この台帳につきましては、防犯、防災活動に活用するためのものでありまして、これを使って、村外から問い合わせがあったら情報をお知らせするというようなことは、すぐにはできないというふうに考えております。

あと空き家の活用ということで、平成13年度でございましたけれども、越原の陰地と神土の平において、あいている民家を借り入れして、必要な改造をして、村営住宅として貸し出しをしまして、リフォーム住宅といいますけれども、現在2戸を貸し出ししております。こういうのも空き家の活用方法の一つではないかというふうに思っております。

それから、震災瓦れきの処理につきましてですが、東日本大震災で発生した震災瓦れきの受け入れにつきましては、放射線の心配など多くの課題があるため、岐阜県と県内全市町村が共同して進めるという合意がなされております。それは、ことしの3月22日に古田知事が県内全市町村長等を集めた緊急会議を開催されまして、住民に安全基準をわかりやすく伝えるための資料作成とか、最終処分場の確保といった課題を国に伝えるなど、県と市町村が連携して対応することを確認して決めたものでございます。新聞などでは、お隣の白川町と可茂衛生施設利用組合が受け入れを検討しているような報道がされたことがございますけれども、これは積極的に受け入れを進めるという意味ではありませんので、少し補足をさせていただきたいと思っております。

国とか新聞社が行ったアンケートの回答というのは、「受け入れる」というのと、「受け入れるか受け入れないか検討している」、それから「受け入れない」という3つの中から1つを選ぶというものになっております。県内におきましては、「受け入れる」と回答したところはありません。

「検討中」か「受け入れない」かのどちらかの回答をしたこととなりますけれども、可茂管内の市町村におきましても、自分の町内に自前の処理施設がないため「受け入れない」という回答をしたところもありますし、当村のように、可茂衛生施設利用組合の判断に任せるということで「検討中」と回答したところもあります。回答内容は2つに分かれておりますけれども、可茂管内の7市町村の可茂衛生施設利用組合の判断に従うということは同じであると思っております。県も市町村も、いずれにしても少しでも協力できる部分があれば協力したいというふうに考えて回答をしております。

あと、白川町の施設につきましては、処理能力が非常に少なく、1日数トン程度しか焼却できない施設でございますし、可茂衛生施設のささゆりクリーンパークは、御承知のように地元の同意というか、地元から積極的な協力をいただかないととても受け入れができないという施設になっております。どちらの施設も最終処分場がないか、可茂衛生には少しありますけれども、容量が不足しているということで、震災瓦れきを受け入れるためにはクリアしなければならない課題が多くて、すぐに受け入れ表明ということにはなりません。

それから大気汚染の心配のことでございますけれども、可児市もその点を心配して、県を通じて国に質問を行いました。環境省から回答がありましたけれども、放射性物質については、バグフィルター、ちりとかすすなどを取り去るフィルターですけれども、それでほとんど除去されるので、空間の放射線量は増加しないというふうに回答されております。環境省などが調べた数値については、被災地の地元で焼却を行っておりますけど、そこで実際に得たデータをもとにしております。

最後に処理費用のことでございますけれども、処理費用につきましては、必要な費用はすべて被災地が負担して、それに対して国が補助金を出すということになっておりますので、もし可茂衛生施設利用組合が受け入れするという事になって、構成市町村の負担金がふえるということにはならないと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

支援計画につきましては、今、村が進めております官民協働ですか、やっぱりこれは村民の方々の理解が一番大事だと思います。その中で、官と民との連携が一番急務でありますし、また地域住民の方々が社会福祉活動について参加しやすい環境整備といいますか、そういったものをちゃんと行政のほうでそういうことに関して体制づくりを今後さらに進めていってほしいなあとというふうに思っております。

それから、空き家についてですけれども、私、この第4次総合計画の後期基本計画をちょっとずつ読んでみました。そうしましたら、村も空き家について、まず139戸という数字が載っております。この数字はどこから出てきたのか、ちょっとその辺からまずお伺いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

空き家の戸数につきましては、先ほど申し上げました、防災のために調査した空き家と別荘の台帳がありますけれども、そちらの数字を使っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

そういう数字も必要かと思えますけれども、やはり今、人口対策を進める中で、空き家対策も必要だということは、この後期基本計画にもう十分載っております。ですので、そうであるならば、やはり行政側のほうとして、そういう民の方から、そのことについて積極的にどうせいということはいいませんけれども、まず初めに受け皿として紹介するなり、こういうものについてこういうふうにしますとか、そういうたまたま第1段階の体制づくりだけはやはりきちっととってもらいたいなあというふうに思うわけですが、村長、その辺はどうでしょうか。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

空き家をお求めの方がございましたら、紹介はしたいと思っております。空き家以外でも、土地が欲しいとか、村へ移住したいとかというお話は今までもありまして、そういうことはなるべく、私たちも歓迎するところがございますので、御紹介もいたしますし、お話は承ってまいります。

ただ、空き家になったところを、じゃあ村に貸してください、売ってくださいというような話をこちらから持ちかけるということは余りいたしておりません。これは個人の自由でございます。もうここで住まんから、村で何とかしてくれというお話がありましたら、当然住民の方の希望に添うようにやりたいと思っておりますし、また、議員の方々は特に地域密着でございますので、そんなお話がありましたら、ぜひ村民課のほうへ申し出ていただきたいなと思います。改造をして住めるというところを手放したいという方があれば、これは本当にもったいない話でございますので、そのような形をとってまいりたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

一応3回までですけど、どうしてもあれかね。なら、特別に許可します。

○5番（今井保都君）

今、村民課のほうでお答えがありましたので、私、今、問い合わせとかそういうのは、今後村民課のほうへ問い合わせれば、ある程度の情報は得られるというふうに認識をしておりますので、またお願いします。

今ちょっと総合計画のことを申しましたけれども、23年度から26年度の4年間の総合計画でござ

います。その計画でもって村はいろんな事業を展開してみえると思います。

そこで、23年度末にはその2年が過ぎるわけでございますので、一回ちょっとその辺の総合計画に対しての達成率がどの程度あるかという目安といいますか、そういうものもやはり検証するのも大事ではないかと思っておりますので、これはちょっとお願いですけれども、23年度の末ぐらいにはぜひ総合計画がどの程度達成されているかということを一度検証をしてもらいたいというふうに、これは要望をしておきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

総合計画は、毎年、予算の前に見直して、できたものできないもの、そして、これはやらんでもよくなったもの、見直してまいっております。

○議長（安江祐策君）

続きまして、2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

村政にかかわって2年余りがたつわけですが、どうしても気になる点があります。それは、東白川村は日本一の村だと称賛するべきなのに、肝心の村民の方々や我々を含めた関係者が、東白川村がどれだけ素晴らしい村なのか、それを日本じゅうに胸を張って堂々と発信し続けていないことであります。日ごろ、村民をふやしたいと言われている村長としては、恐らくすべてを口にはしていないものの、我が村にはいろんな誇れるものがあると考えておられることでしょう。

そこで、村長の思いを広く多くの方々に知っていただくためにも、あえてそのことについて質問させていただきたいと思えます。

次に、幾つかの事例を挙げさせていただきました。それらを誇れるのか誇れないのか、村長としてのお気持ちをぜひお聞かせください。

手入れの行き届いた山林、人と人とのきずなの深さ、小さい村にある医療機関、他人行儀ではない人間関係、村民総出で行う環境整備、待機児童がない保育所、活気に満ちた高齢者、地域の目が行き届いた子育て環境、ごみ問題等への住民の高い意識、送迎、移動販売等で住民の生活を支える商店、文化伝統の象徴の一つでもある地歌舞伎、味と香りのよさが特徴の白川茶、手間と愛情を惜しまず育てた野菜、建築資材として素晴らしい品質の東濃桧、立村123年を数える村の歴史、ツチノコ伝説、建築業を支える多くの職人、アユかけ等が盛んなきれいな河川、有名な画家や音楽家を生み出した土壌、民間・行政にかかわらず、イベントを企画する力、独居老人でも安心して暮らせる福祉サービス、健全な子供を育成するPTA活動、安全・安心の旗頭である消防団活動、このほかにさまざまな候補を挙げようと思えば幾らでも思い当たる気がしますが、数え上げれば切りがないので、時間の関係上、まずは以上の事例について、誇れるのか誇れないのかの単純回答で結構ですので、村長としての思いを端的にお答えください。

そのほかにも、ぜひこれは誇るべきところだと紹介したい事例があれば、お聞かせ願えればと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員にお答えをいたします。

議員御指摘の東白川村が誇れる事柄は、まさに小さな山村の特徴でもあります。全国に誇れるものと考えております。それをもとに、日本で最も美しい村連合に加入し、今後とも村民の皆様に理解と自覚をお願いし、持続可能な村づくりを推進して、美しい東白川村を未来に残してまいりたいと考えております。

質問については、全項目誇れるとお答えいたします。しかしながら、ものはいいことばかりではございますが、裏を考えると厳しい場面もあるわけでございまして、例を申し上げます、小さな村に公立の診療所の存在はすばらしいことであり、村長は村民の安心のためと思っておりますが、裏を返せば、住民が少ないということは患者は少なく、赤字が続くわけでございまして、財政が厳しいわけでございます。村は一般会計でこれを補てんし、存続をしまいる覚悟ではございますが、物事いろんなよいことがあります、表裏一体があると思われまます。これはなるべく議員のようにポジティブに考えて、よいほうにとっていただくということが一番肝要かなと思っております。

私としては、いいことにある裏側をなるべく小さくして、誇れることを誇張してまいりたいと、そんなふうに思っております。今後も、ポジティブに考えながら前を向いて進むことが肝要であると考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

多種多様にわたる箇条書きのような質問にすべてお目をお通しいたきまして、考えていただきまして、ただいまはすべてに誇れるという、まことに頼もしいお返事をいただいたとともに、現状においては、誇れるものだからといって、何も行政が手放しで協力もしくは推進できるものではないというお答えもいただきました。特にわかりやすい例でいうと、病院の経営等は、確かに村長のおっしゃるとおり、確かに必要だから、大事なものだから、じゃあそうしましょう、お金をかけましょうという単純なものではないという気持ちはよくわかりました。

それとともに、実際には、今の場合は行政側の努力においてやっているものについてのお答えでしたが、今回、多種多様にわたった質問の中には、行政とは切り離され、村民がみずからの努力だけで維持しているものに対しての誇れるという御回答もいただきました。今回、この質問をした理由には、2年半、ずうっと議会等を通じて、村の行政の方向性の中に、例えば人口対策の中におけるのは、このような東白川村には人口がふえない欠点がある。だから、この欠点があるから人口が

ふえないんだ。だから、この欠点を解消していこう、このような施策については、非常に積極的に行われているのも感じております。

例え話ではありますが、例えば結婚のプロポーズをしようと思います。そうすると、僕にはこんな欠点があるよ、こんな悪いところがあるんだ。だけど、必ずこの欠点を克服するから結婚してください、こういうふうプロポーズしたとします。でも、結婚相手を選ぶときに、欠点を克服したというだけの男性を果たして結婚相手として選ぶでしょうか。これが今、村が全国に発信している人口をふやしたいというところに、都市部に比べてこのような欠点があるけど、これを今行政が必死に努力をして欠点を埋めているんだという、この部分については多く発信されているようですが、僕にはこんないいところがある、こんなすばらしいところがあるから、ぜひ僕を結婚相手に選んでほしい、これと同じような発信がなされるのが、欠点を克服するというだけでは、単純にスタートラインに立つというだけであって、スタートラインから同じ競争をすれば、やはり利点が多いであろうというほかの地区に人口が流れてしまうことは当然のことだと思います。

それで、今回の質問の本当の趣旨は、村が誇れるであろういいところをもっともっと積極的にPRすることが、欠点を補うことができなくても、人口をふやすきっかけになるんじゃないかと思ってこの質問をさせていただきました。

その中で、先ほど村長がおっしゃられた、医療機関についての話がありましたが、その場合は、お金がかかるので支持ができないものの1つだと思います。それで、ちょっといろんな項目の中で1つだけちょっと考えていただきたいのは、さっき、村民の自覚を今後も期待したいと言われました。全体にわたって、民間の中でも誇れることがあります。これが、村長さんが誇れると言っていたので、自信たっぷりに言いますが、誇れるというのはどういうことかということ、ただ単に自慢するというだけではなく、その人たちの資質でありますとか、努力する態度であるとか、結果を信用して、それを褒めたたえるということに相違ないと思います。

それで、全くミニマムな話なんですけど、この中に1つ、ごみ問題等への住民の高い意識というものを上げておきました。ここには、先日、村長が「村長室から」でも述べたように、全国でも何位というような、比較的褒めていただくような結果が生まれております。それで、今まで委員会の中で実はごみ袋の問題を質問したときに、このような問題が返ってきています。実際の村がかかる費用に対して、約1割ぐらいが村民のごみ袋の売上金で賄われております。1割の負担ですので、もしかしたら、これをなくしたところで、村の村政としての損失は比較的少ないんじゃないかという質問に対して、村長は今まで数度にわたって、もしこのごみ袋の値段を下げた場合と村民はごみの量をふやしてしまうから、だから、どうしても慎重にならざるを得ないという、確かにそれは今まではそうだなあと思って伺っていましたが、実はこの、今回、村の中で、全国で何位というようなお褒めの言葉をあずかったこの村の住民をそのような形で、信用できないといったらちょっと失礼ですが、もしごみ袋の値段を下げたら住民はごみの量をふやしてしまう、このことと、今回、全国から褒めていただいた、誇りになって、自慢を持って、うちの村はごみ問題については住民の意識が高いですよという、誇らなければいけない意識との相反する状態を、いい機会ですので、例え

ばごみ袋を幾ら下げてもごみの量はふえなかった。だからすばらしい村だ、そういうような形で褒めたたえることのできるような行政の判断等々もいただきたいというような気がしていますが、ちょっとミニマムな質問になってしまいますが、その点についてのお答えと、先ほどの誇れる場所を誇るのか、欠点を補うのかということに対するお考えを伺いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ごみ袋の問題はたびたびお答えをしておりますが、わずかなごみ袋の金額をなしにすると、住民の方が安心してふやしてしまうと、そういうことではなくて、なぜ高いかということを考えてほしいから高くしておるわけでございます。議員おっしゃるように、それは無料にしても、そんなに村がえらい負担になるというような金額ではありませんが、ごみに対する村の姿勢、なるべく生ごみはみんなで処理しましょうね、分別して出しましょうねということで、分別の資源ごみのほうは無料、そしてまた、ごみ袋を使用しなくてはならない、おむつを入れなくてはならないような方たちには、これは議員さんの提案もありまして、無料にしていくと、こういうのが村の姿勢でございます。ごみ袋を安くすれば、ごみが途端に何倍にもなって返ってくるということは余り考えておりませんけれども、村の姿勢としてそういう方針をとっております。これは今後どのようにしていくかは、もちろん議員の皆様が、これは無料にしたほうがいいんじゃないかというお考えをたくさんの方がお持ちになり、村のほうでもそのような方策をとったほうがいいたろうという結論に至れば、そのような方向へ向いていくと思います。

いずれにしても、村は自分たちの姿勢を村民の皆さんに示していくということが大切であると私は考えております。今後ともまた御指導をいただいてまいりたいと思っております。確かに村が誇れるといっても、住民の方たちが一生懸命になってやっておっていただくことがたくさんございますので、これについては感謝もいたしますし、また支援もしなくてはならんということは考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ごみの問題等は、また今後引き続いて課題にしつつ、皆さんで考えていけたらと思っております。今回の項目は多種多様にわたっているわけですが、当然、自然でありますとか、生まれ育った、勝手にでき上がったような環境の中で誇れるものもあります。これについては、全国津々浦々、どこでも同じような環境のものだったら、当然同じように誇れるものでありますので、ある意味、村独自のアドバンテージがとれるような、誇れる点ではないのかもしれませんが、ですが、都市部に比べて唯一まず誇っていきけるであろう、単純な自然の部分は今後も引き続き、日本で最も美しい村連合に加入できたことも含めてアピールしていけたらどんなによいかと思いますが、実はほかの項目

の中に、東白川においては、実は僕も考えておりますように、教育等についても、保育等、もしくはそのほかにも「人」というキーワードを使ったときに、非常に人をつくり上げる力でありますとか、育ってきている村民というそのものは、本当に村に誇りのすべて基準になっていると思っています。今回の項目も、行政マンも含めた人というキーワードで見直してみますと、ほとんどは村民、人を誇ることでさえできれば、おのずから結果として出てくるであろうというような項目を並べておいたつもりです。ですので、今後、人というものを誇れるような村にしていくことによって、一緒に暮らしてもいい、この人たちと一緒に暮らしたいという人が一人でも多くこの村へ帰って、もしくは村にIターンとして入ってきてもらえる、そんな村を目指すような施策をぜひ考えていただきたいと思いますので、最後にその辺についての見解を、質問だけさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ごもっともな御意見であると思います。私もそのように考えますし、これからもそんなふうの皆様方に誇れるものを、宣伝といったらあれですが、少しでもわかっていただけるような方策をとってまいることが肝要であると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安江祐策君）

ここで10分間休憩をとります。

午前10時45分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開します。

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

それでは、本定例会において、少子・高齢化を伴う人口対策や産業育成にかかわる観点から、3件5項目の質問をいたします。

第1に、フォレストスタイル事業の評価時期について質問をいたします。

この事業は、東白川村に仕事をふやすということを目的に立ち上げたもので、村内の木材関連産業の収益が向上することをねらった事業としてスタートをしました。実質の営業スタートから2年が経過し、事業が創成期から成長期へと移り変わりつつある時期に達したかと思えます。時期的には、途中で成果を評価する時期に当たり、必要に応じて修正を加え、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入るべきではないかと考え、質問をします。

第1に、当事業の関係者または受益者から、事業推進における内容等への指摘や改善点等の必要性を耳にしていますが、この成果を評価する時期に当たり、事業推進者としての自己評価や関係者

からの評価、意見等の聞き取り等を実施し、事業スタートから今までに発生、発覚した問題点や課題を把握しているのか、または把握している内容についてお聞きします。

第2に、産業育成の施策として事業を推進してきた中で、当事業の利用者への特典である特一柱の進呈などのサービスの提供や受注の仕組みの構築がされましたが、現況により、村内の人材や技術、素材を生かす方法が多々あるのではないかと考えますが、現在の手法について、当局の自己評価をお聞きいたします。

第3に、的確な事業評価を得て、必要に応じて修正を加え、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへと入る必要があると思いますが、今後の予定について見解を伺います。

村の重要な施策として当事業が今までに投資してきた重要性和、東白川村の建築関連産業及び林業において、よりよい事業に成長する願いも強く込めて、以上3点を質問いたします。

次に、ふるさと納税の活用について質問をいたします。

ふるさと納税とは、生まれ故郷など、自分の選んだ自治体に寄附を行い、その金額に応じて住民税が控除される制度です。このふるさと納税制度は、よくも悪くも、自治体としてのアイデアと企画力が問われるものでもあります。企画によっては有効な課題解決にもつながり、ふるさと納税がきっかけでふるさとへの関心が高くなることもあります。納税から交流、交流から定住と思いが深まるような、村を離れて暮らす方々と心と心がつながることも考慮した使途が好ましいという観点から、3つ質問をいたします。

第1に、現在、ふるさと納税の予算上での取り扱いをどのようにしているのか、説明を求めます。第2に、現在、寄附の使い道についてどのように考えておられるのか、伺います。第3に、東白川村の課題解決につながる有効な目的を持った使途として、また寄附者となつなかりを持てる方法として、ふるさと納税の使途について提案、質問します。

ふるさと納税は、その特質から、東白川村をふるさとに持つ方々が寄附対象者となることから、ふるさとを思い、寄附していただく温かな心情も考慮し、また、人口減少、少子化対策の一環としても、子供たちにかかわることを使途とすることが有効ではないかと考えます。たとえを述べるなら、将来、東白川村を担う子供たちが目的を持って進学する場合の村単の奨学金制度の創設や村の特徴ある教育、人材育成など、特にこの寄附金の利用目的の中にある、ふるさとの将来を託す子供たちの教育及び少子化対策に関する事業を主体的な目的として使ってはどうか。村の将来を担う人材や、将来、東白川村を離れても、ふるさとの応援団になるべき子供たちや、御寄附いただく方々、村民においても夢のある投資として使わせていただくことが好ましいのではないかと提案をいたします。見解を伺います。

最後に、エコトピア事業の活用について質問をいたします。

I・Uターンの定住、定着対策として、村で行っていたエコトピア事業を改良し、人口対策の施策として活用するための研究をしてはどうかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、3点5項について質問をいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

御質問のフォレストスタイル事業は、今のところ順調に伸びておるといふふうに考えております。残念ながら、今年度に入り、1社が欠けることになりました。この会社の、過去にフォレストスタイル事業で行った建築のフォローは、ほかのメンバーによって行うことをいち早く施主の方々にお知らせをいたしました。このようなことがフォレストスタイルの目的にもなっておりますので、御理解をいただけたものと思っております。

ふるさと納税については、納税していただいた方から、なるべく早く使っていただいたほうが目に見える、このようなお話も伺っておりますので、今回のみつば保育園の改修にも一部使わせていただきたいなあと考えております。これはまた後ほど御説明を行います。

現在行っておりますIターン、Uターンによる定住促進施策が、エコトピア事業の改良版だと考えております。今後、より効果の上がるように研究をしてまいりたいと思っております。

以上3点の質問に対し、係から補足をいたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

それでは、フォレストスタイル事業の評価時期という御質問について回答をさせていただきます。

まず第1の質問の、創成期の中で発生、発覚した問題点や課題を把握しているかということにつきましてですが、現時点では、聞き取りなどの課題把握は、専門的、直接的には行っておりませんが、間接的な意見による課題は自覚をしております。

まず、工務店のほうからは、もっと営業で成果を上げてほしい。また、地理的にもっと近い建設地が欲しいといったような要望があります。そして、下請業者からは、村内業者の下請率を上げてほしいという要望があります。

それから第2の質問の、現在の手法についての自己評価ということでございますけれども、平成22年度から現在の手法を取り入れておりまして、その実績として、工務店の単独受注が、平成21年度は13棟、平成22年度が16棟、平成23年度が19棟ということで、2年間で50%の受注の拡大成果が上がっており、費用対効果としては評価をしております。ただし、工務店の減少等の影響もあり、今年度は受注量の減少が予測されます。皆様からの御提案などをいただき、多くの選択肢の中から費用対効果の高いものを試み、受注量の拡大、ひいては村民所得の向上へとつながることにすべきであるというふうに考えております。

それから第3の質問の、再計画へのプロセスによる今後の予定ということでございますけれども、平成22年度から比較しますと、23年度は、契約額ベースで181%の伸び率でございました。このため、工務店の受注量の差はありますけれども、雇用が拡大しつつあります。既に新規雇用、それからハローワーク等へ求人を出していただいております工務店もあります。今後、成長ステップとして描

いておりました受注量の拡大、戦略の変化、雇用の拡大という方向へ向かっておると考えております。

それからもう1点、このフォレストスタイル事業につきましては、総務省の地域ICT構築事業と、それから村の助成事業とで成り立っております。このICT事業のほうにつきましては、運用開始の21年から25年にかけて、制度上、目標設定を上げております。したがって、その数値目標の達成に向けて随時改善を行っておる状況でございますので、この点につきましては、大幅な修正を加えるというようなところは、多少、まだその時期までには来ていないというようなことも考えておりますけれども、村の助成等につきましては、改善すべきところもあれば、そのようにやっていきたいと思っております。

それから、24年度事業で、第三者評価としてコンサルティング会社による再評価等を考えておりますが、各関係者から聞き取りを行いまして、それに基づき、今後の方向性を提案として受ける予定にしておりますが、その提案を受け、村長が今後の予定を、方向を、政策的判断をされるというふうに考えております。以上です。

○議長（安江祐策君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

ふるさと納税の予算上の取り扱いについて御説明をいたします。

ふるさと納税制度による御寄附につきましては、東白川村では、ふるさと思いやり基金条例、及び同施行規則に基づいて、一たん基金に積み立てをして、運用をする仕組みとなっております。予算上の取り扱いとしましては、御寄附の受け入れについては、まず受け入れのほうでございますが、ふるさと思いやり基金、指定寄附金として予算化をして、歳入に計上いたします。さらに、歳出の予算で、基金積立金として歳計会計のほうから基金積立金のほうへ入れるという流れになります。

それから、いただいた御寄附を村づくりに活用する場につきましては、寄附金を活用する事業の特定財源として予算化することになります。御寄附をいただいたときに指定いただいた事業がございますので、その区分に合った事業に特定財源として充てていくということになります。

また、平成20年にこの制度がスタートしましてからいただいた御寄附の総額は、500万円以上ということになっております。それで、活用させていただいた額につきましては53万8,000円ということで、額がある程度まとまっておりますので、御意思を反映できるような有効な事業に活用できるように知恵を絞る必要があると考えております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

エコトピア事業の活用についてということでございますけれども、エコトピア事業の今までの経緯について、まず御説明させていただきたいと思っております。

エコトピア事業は、平成11年度より、エコトピア東白川マイホーム大作戦と名づけて、人口

減少に歯どめをかけ、3,000人の人口を守るという目標を掲げてスタートいたしました。当初の計画では、4年間で7期に分けて、1期で約4区画、全体で30区画を整備して入居者を募集し、住宅建設費は、希望者にかわって第三セクターが金融機関から借入れをして建設するというものでございました。さらに、勤め先についても、勤め先をあっせんするというのでPRしました。

中日新聞とか、系列の東京新聞で紹介してもらったこともありまして、1期目のときは問い合わせは562件、現地見学を行いましたけれども、それに参加した方が182組、入居申し込み、書類を全部そろえて申し込みされた方が27組ということになりました。しかし、計画期間中に雇用情勢が非常に悪化しまして、希望者に勤務先をあっせんすることが大変困難になってきました。可児市の辺の企業に勤めてもらってはどうかというようなことで紹介したこともありますけれども、わざわざこの東白川へ移転してきて、またどこかへ勤めに行くのは嫌だというようなことで、そういうのは大変評判が悪いということもありまして、最終的には4期で10区画、あっせんしました10家族で34人の方が入居されて、その後、事業はもうストップになっております。その後は、フラットハイムをつくったり、定住促進住宅を整備したりというような賃貸住宅の整備による入居者増加施策を中心にいき、その後は、先ほど村長が申しあげましたように、定住促進施策を取り入れて実施しているのが現状でございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

まず、フォレストスタイルにつきまして再質問をさせていただきます。

質問の趣旨が、今2年たって、この事業でいろいろ課題もあるということをお話しされたわけなんです、それをしっかり見直す必要性を感じているかどうかということなんです、今のお話をお聞きしますと、関係者の皆様からお話は聞いていますが、詳細な調査なり評価等をしているわけではないということで理解していいのでしょうかね、これ。

どんな事業におきましても、これは民間、行政にかかわらず、特にこういうビジネスにかかわることでしたら、最初スタートしてから1年、2年で、どこかで見直しをかけて、次のステップへ進むという工程は当然のことかなあと考えております。また、いろんな方からお話を聞きますと、そういった、ここをこういうふうにしてもらったほうがいいのか、こういう問題点があるということも耳に入りますので、やはりその点は解決に向けた見直し時期等を考えて、この2年を振り返って考えてみたほうがいいのかと考えます。

また、先ほど質問の中で、東白川の人材であるとか、素材であるとか、また技術であるとか、そういうものをもっと生かせる方法があるのではないかという質問も中に入れさせていただきましたが、その辺のところの答弁が少し少なかったように思いますので、もう少し詳しくお答えいただけたらと思っております。

次に、ふるさと納税についてなんですが、ふるさと納税というのは、東白川の場合、5つの目的

を上げてあります。その5つの中の1つがふるさととの将来を託す子供の教育及び少子化対策に関する事業ということです。その中で、今まで寄附をいただいた金額を見てみますと、このふるさと納税は目的税ですので、その目的が、御寄附をいただく方が選択できるようになっているわけですが、その一番多いものが、特に事業指定はないものというのが一番多いようです。次に多いのが、ふるさととの将来を託す子供たちの教育及び少子化に関する事業ということです。率でいいますと、特に事業指定がないものが全体の62%ぐらいです。金額にして314万5,350円が、今まで平成24年3月末において寄附されています。次に多いのが、これはがたっと減りますが、先ほど申しました、ふるさととの将来を託す子供たちの教育及び少子化に関する事業ということで98万円、全体の19%ぐらいが寄附の目的ということをお寄せいただく方が選択をされております。

本村の事情を考えると、このトップの2つの目的を合わせますと81.6%になります。この8割を、本村が抱えています人口対策、少子化問題に主体的な目的を持って使っていくということが重要になるのではないかと考えますが、もう一度お聞きしますが、先ほどの質問で、子供たちの奨学金とかそういうものは事例でありますので、実際どういうふうに使っていくかというのは、施策としてこれからも幾つも研究、また開発していかなければいけないと思いますが、その辺のところを村長にもう一度お聞きをいたしたいと思っております。

続きまして、エコトピアにつきましてですが、質問のほうは、この事業を改良して、今の問題に対応するように、まずは研究をしてはどうかという質問をさせていただきました。まずこの研究をするのかどうかということをもう一度確認のためにお聞きさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

初めに、ふるさと納税については、やはり子供たちのため、奨学金ではないんですが、保育園の施設等にに使わせていただくと、皆さんに御報告もしやすいし、一部になりますけれども、こういう形になりましたという御報告をしたいなあと、こんなことも考えております。子供たちを育てるための奨学金とか、いろんな面について高校生の支援をしてはどうかといういろんなお話もございしますので、また来年度に向けてこれは研究をしてまいりたいと。これは村の予算でやっていかないと、金額的にも要りますので、そんなことを考えております。

それから、エコトピアについては、もちろん研究をすることは賛成でございますので、エコトピアのやり方の中で、仕事をあっせんするということについては、非常にこれは難しい問題がありまして、現在の村の中の情勢では、村の中の人も仕事に困っておる人があるようなところでございしますので、なかなかこれをお引き受けして村へ来ていただくと、農業に限っていえばあるわけですので、農業をやりたいという方が現にあることもあるんですが、そういう方にはなるべく便宜を図って来ていただきたいと思っております。もちろんエコトピアの家をつくる、これは村のほうで金を借りてつくって、それを返していただいて、何十年か先に自分のものになると、こういうことは1つの方法であろうと思っておりますので、研究をして、また希望者があれば、そのような形をとることもやぶさ

かではございません。

もう一つ、フォレストスタイルのことを検証していくということは大事なことでありますので、メンバーの集まりも係のほうでも年に何回も開いて、勉強をしながらやっておりますので、今後とも御意見を聞いて、生かさせていただきたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

フォレストスタイルにつきましては、今、見直しも必要という村長の見解ということで、了解をいたしました。

この事業は、単に建築産業だけではなく、もっと幅を広げて、先ほども申しましたが、広げる可能性はあるのではないかと考えております。ただ、今のやり方がそのまま走っているのかというのは、これは別問題でして、やはりそれは、この事業だからということではないんですが、しっかり2年たったこの時期に評価を、見直しをしていただきまして、いいものはいい、悪いものは悪い、続けるものは続ける、変えたほうがいいものは変えたほうがいいということで判断していただくことがよいのではないかと考えます。

なぜなら、この事業につきましては、行政の事業だけではなく、経済、ビジネス、経済活動に村が一役を担っていると、介入しているということになりますので、そういった観点で考えますと、行政の事業が、こう進めていくからいいだけでは済まないところもありますので、村民の方々、皆さんが活躍できる、また素材が活躍できる、技術も活躍できるというような事業にどんどん見直して、構築していただきたいなということを思います。

1 点だけ例を申し上げますと、柱の進呈などのサービスの件で、特一柱を進呈しているわけなんですが、東白川村は東濃檜の林業の産地です。私も林業に携わってきた過程で考えますのは、東白川村が林業で潤った時期というのは、役物と言われるそういうものに付加価値がついて、そこが山主さんにバックがあると。そのバックを使って山の手入れをするというような循環もありました。林業の産地として考えるなら、今、そういう付加価値がなくなってしまったというのは、消費者の皆さんにそういう価値観がなくなってしまったわけですので、ただただ材木を、出ていけばいいという観点ではなく、次の価値をつくり出すということにも力を入れていかなければいけないのではないかなあと思います。

そうやって考えますと、同じ特典としてプレゼントするようなものでも、村の例えば100年、120年たった太い木であるとか、しっかり枝打ちをした柱とか、そういうものというのはつくられてきたわけですので、そういうものを生かせるようにしたらどうかなと考えております。そういうことをお客さんに、また広く社会に知っていただくことも加え、こういうサービスの提供なども組み立てられるといいかなあと私は思っております。そうすれば、第1に、まず単に建築業だけではなく、林業の部の振興にも少しは寄与できるものではないかと考えておりますが、またそういった見直し

なども深く追及しながら、事業を進めていただきたいなあと考えております。

続きまして、ふるさと納税につきましてなんですが、これは子供たちに使われるということは大変よいことですが、毎年毎年、何かしっかり使われていくことが好ましいかなあと考えております。といいますのは、ふるさと納税をされた方々の意見をちょっとお聞きしたところ、やはり使い道がその年その年でしっかりわかったほうが、私たちは寄附しがいいがあるというような、そういう心情もありますので、そういうことも含めて、村がいいアイデアと企画を持って、これから先に向けての使い道を考えていかれることが好ましいのではないかと思います。

先ほど村長が、来年に向けて研究をされるということですので、私たちもその研究に、いい考えがありましたら、ぜひ協力をさせていただきたいと思います。

最後に、エコトピアの事業なんですが、まさしくこれは雇用とセットで考えなければいけないと思います。エコトピアの事業で、前のエコトピアの事業をそのままこれからの事業に使うことはできないので、大きく、条例でいいますと、第1条、第2条あたりの目的であるとか、第7条あたりの入居者、申請者の条件であるとか、そういうところからも変えていって、今の少子化対策に使えるものとしていかなければいけないと考えております。これにつきましても研究の価値があるということで御答弁いただいたと判断しまして、来年に何とかつなげていきたいと考えておりますが、フォレストスタイルの事業でもそうですし、ふるさと納税の質問でもそうですし、このエコトピアの質問もそうですが、昨年からの官民協働の村づくりの勉強会が始まりまして、ことし、将来ビジョンを策定するというような流れになったかと思いますが、ビジョンができた後にやはり大事なのは、一つ一つの施策、この施策をもって初めてビジョンが達成する、目標が達成するということになりますので、来年に向けて、一つ一つの施策を、今までの施策を精査することも含め、また新しい施策を開発することも含め、3点の質問を終わらせていただきます。

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

それでは、診療所の運営について質問をいたします。

先ほどの答弁で、小さな村の誇れる診療所という御答弁を村長がされまして、これからも頑張っていくんだという方針を述べられました。総務委員会では、この問題についてはもう4回目の取り上げになるんですけども、まだ検討する必要があるということで、2回にわたりまして委員の皆さんとともにこの問題を研究し、討論をしまいいりました。その中で、きょうは2つだけに絞って質問をしていきたいと思っております。

村の中は、高齢化に伴いまして、やっぱり安心・安全を求める、先ほどの村長の御答弁ではございませんが、方策の1つとして地域医療の確保と、それから利便性の向上というのは、この2つをどうしても両立していかなければならない状況にあると考えております。何度も質問をいたしますので、村長も昨年度の5月に諮問機関を設けられまして、討論をされました。答申をされまして、

この1月に出てまいりまして、その問題の中にも、このことは同じことがうたってあります。ところが、改善策としてはなかなか見えてきませんので、この辺のところをもう一度質問して、村長のお考えをしっかりと聞きをしたいなと思っております。

それでは、2つ質問をいたします。

1つ目に、いつでも相談できて、いつでも診てもらえないかというのは、まとめますとこの言葉に尽きるわけでございます。これは、もう過去、平成22年に、村民のニーズに対する質問がございまして、この書き込みの中にもたくさんの意見が寄せられて、病院関連を見ますと、この2つに絞られております。それで、その中には現在のとられている診療体制の不備を突いたもの、あるいはこれから望むことなど多く書かれているわけでございますし、委員会の中でも委員の皆さんからも御指摘がありましたように、村民の皆さんからもこの2つの問題についてはよくお聞きする質問でございます。

いつでも診てもらえるというのは、村長のこれまでの答弁の中で、診療所に移行してからは、ちょっと体制的に無理であるという説明をされてまいりました。このことは我々も理解をしておりますが、いつでも相談できるという部門は、これはできるのではないかとございまして。これはやり方によっては当然でき得ることと理解をしておりますが、残念ながら検討はされておられないようでございまして。この点について、今後どのような考えを持っておられるかを1点目に質問をさせていただきます。

それから2つ目に、これは前回も指摘をいたしましたが、今この通告文書の中では数字がちょっと、今回もっと詳しくわかりましたので、ちょっと違いますが、ずうっと診療所に移行いたしましたから患者数は減り続けております。そして、当然売り上げも減少をしております。一番大きく減ったのは、21年から22年にかけて、年間2,898人の患者が減りました。244日の診療を1年間で見ているわけですが、割りますと、大体64.1でございます。これは、過去70人近くあったのが64人に減りまして、さらに22年から今年度の比較をしてみますと、さらに863人に減りました。合わせますと3,700人ぐらい、年間で患者数が減っております。これは約1日にすると60人きちきちでございます。もう60人を切っておるのではないかなあと感じております。これは、院長の御答弁によりまして、高齢化により人口が減ってくるから減ってくるんだという御答弁ではございましたが、この人口減少を超えて減っております、ずうっと見ておまして、どこで水平飛行をするのかなあと、どこまでいったら安定をしてくるのかなあと感じておりましたが、ここ、減ることは、実は少し減ったんですが、どんどん減っております。何が原因をしておるのでしょうか。

それと同時に、診療報酬でございます。医療報酬と診療報酬と、収益と2つあるんですけども、医療だけの収益につきましては、当然21年度から22年度が1,200万ぐらいの減収になりました、医療だけをとってみますと。それから、23年から24年には440万ぐらいということでございまして。今年度は、医療収益といいまして、介護老人保健施設収益も含めまして計算してみますと、見てみますと、今年度、23年度は22年度と比較をしまして840万ぐらいの減収になっております。前年度といたしますか、22年度は、介護老人保健施設が収益がございまして、579万の前年度比較の増益で

ございましたが、23年度は介護老人保健施設も、保険点数の改定なども影響したのでしょうか、逆に500万近くの減収になっています。

全体を見まして、今後、この大事な診療所を皆さんのニーズに合わせたもので維持をしていくということ、現在はできておるので安気をしておりますけれども、将来、人口が減り、このままで、どこかでそれは水平飛行するでしょうが、経営の安定と、それから使い勝手の少しでもいい病院を目指して、今から勘考をしておかなければいけないと思います。この医療の収益の問題については、努力をされておることは認めます。看護師さんの派遣などによりまして、人件費を切り詰めたりしておられます。このことは効果が出ておりまして、今年度まではこの方策がとれました。来年度からはもうとれませんので、この経営状況をどのように持っていくか、安定した経営を、そして住民の信頼のおける使い勝手のいい診療所にするにはどうしたらいいか、この2点につきまして、村長の基本的な考え方を改めてお聞きいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えをいたします。

診療所の運営につきましては、いつも御指導をいただいております。御案内のように、村民の皆様に100%満足していただけない、まことに申しわけなく思っております。今後、少しでも近づくように努力をさせていただきます。

また、患者数、収益については、極力改善をしたいと思っておりますが、いずれにしても、赤字については、いつものように一般会計より補てんをさせていただかなくてはなりません。それから、あと1年で看護師の研修は終わりますが、診療所経営はいずれにしても人材が大切であると考えておりますので、人員削減などは考えておりません。経費節減に努力しながら、医療機関の存続を目指してまいりたいと思っております。

また、せめて相談ぐらいはいつでもできないかというお話でございますが、看護師に電話をするということはできるわけですが、じゃあ医療の内容についてと申しますと、なかなか先生のいない時間帯はできないということがございまして、これも御不便をおかけしておると思っております。ただ、そんな中で、御指摘のように、病気になる前に健康診断を行う、こういうことは非常に大切なことですので、積極的に支援をして進めてまいりたいと思っております。それぞれの健診に御理解をいただき、一人でも多くの受診をお願いしたいと思います。どうか健康なうちから自分の体を大切にするということは、周りの幸せでもあるわけですので、村民が一丸となって病気にならないような方策もこの診療所を中心にして行ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

確かに患者数も減ってまいりますし、また、財政的にも苦しいところではございますが、いずれにしても大切な医療施設として存続を目指してまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、今後、いろんな面でまた御指導をいただけますようお願いをしたいと思いますと思っております。

○議長（安江祐策君）

再質問、安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

まず、いつでも診てもらえるというものに改良できないかということを行いました。これは、村民の皆さんは、相談をするということは、病気そのものはどうであろうかという相談は、僕はどっちかという二の次じゃないかと思います。高齢の方が病気になられたり、急に動悸がしたりしたときに、まず相談をしたい、安心を得るために相談をしたい。治してもらいたいんじゃないんですよ。村民の人たちは、この医療機関が高度医療はできないことは百も承知。それから、完全に緊急手術もできないことはお知りになっています。それよりも、例えば出血をしたらどうやってとめるんやというような相談をすることを望んでみえるのではないかと私は思います。いろんな話を聞いておまして、相談できないできないといいますが、医療に対してどうして、この病気はどうしたらいいのかという相談は求めておられないようです。何かのときにちょっとアイデアをいただく。

ところが、御答弁では、看護師さんはその指示は出せないんだと。それは医療法でできない。お医者さんにいいますと、診なきやわからんと言わさせる。ところが、診なくても、ある程度の指示は私は出していけると思うんですよ。そのことによって村民は安心できるんです。それで、あとは、村長が言われます、先ほど御答弁でもありました金山病院も新設できました。近いところに、30分以内に行ける病院もたくさんできておりますので、その行けるところへ指示を出すまでの少しの間なんですよね。そうなってくると、よそのお医者さんにそういう時間帯に相談ができるような契約を結ぶとかする方法を考える必要はどうでしょうかという意味でございます。

これは休日診療も、今お2人先生が見えるんで、この前、土・日をスライド勤務にしてやったらどうかということも提案をいたしました。どうもそれもできない。1時間は診ていただいております。それで、今、重篤な患者さんが見える場合は、先生もこちらにお泊まりになっておるといことも聞いています。確かに医療のほうも努力はしてみえますが、体制的にやはりこういうものであるということを決めていかなければならないんじゃないかなあと思います。

もう1つ、今度は経営上の問題なんです。設備は昨年度と今年度、計画をし、実施をしまして、CTあるいはレントゲン、設備はそれなりのものは新しくしております。投資はしております。そして環境も、今年度、裏山の環境整備もしていく、つくっていくということなんです。それで、投資はどんどんと病院にしていかなければならないので、大事なものだから、赤字になってもどんどんとありますが、よその市町村で一番最初に困窮をして切られるのは病院なんです。今まで、よその市でも、経営困難になって病院を閉じるところがニュースで幾つも出ています。いわゆる安気こいてはいけないと思うんですよ。今、年間、繰入金は、昨年度は9,000万、今年度は8,400万を繰り入れております。もちろんこれは、国保事業の事業勘定の繰入金も500万ちょっと入っていますが、これだけのものを、人口がどんどん減ってくる、税収は減る、これだけのものが固定化して、さらにふえるとなると、これは完全に重荷になってくるわけでございますので、この前提案をいた

しましたように、国保は単年度会計ですが、企業会計の観点でもって一遍考察を入れて、コンサルを一遍入れておく必要があるのではないかということをお先般申し上げました。そのことも、官民協働に600万もかけて、この前コンサルを入れられました。このお金の半分でできると思うんですよ。具体的に何が大事であるかのところに重点的配分をしていかないといけないと思います。村長の考えをお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

事業の検証をしたかどうかという御意見でございます。

コンサルも大切であろうと思いますし、今後、診療所が存続できなくなるとは困りますので、はっきりとしたこの村の患者さんの行き先等、いろいろと一度検証するためにも、コンサルもいかなあと思います。今後考えさせていただいて、しっかりした検証をして、また今後に進めてまいりますので、また御指導をお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

最後に、これはお答えしていただかなくても結構ですが、質問が各議員の中から、私だけでもこれで4回やっておりますが、ちょっと疑問に思っております。ちょっと耳の痛いことかもしれませんが、村長としては、議員が質問を、いろいろなことをいたします。こうしたらどうかということをおいたします。検討がちょっと不十分だと思います。いわゆる病院問題については、先生があります。全然治外法権的なところがございまして、これ、医療の現場と行政は相入れないところも一部ありますので、やはり院長先生、あるいは事務局長さん、村長さん、三者会談を、やっぱりひざをつき合わせ、額をつき合わせて、お互いのことを腹を割って話して事を決めていかなければ、これはそれぞれに遠慮のものがあつたり、理解不能の部分もございまして、医療に関しては、このことは、やはり我々はどっちかといえば素人でございます。専門職の方と話をしなければなりませんので、そういう機会を、ぜひ三者懇談、懇談じゃないですが、三者の研究ですね、この機会を少なくとも年に二、三回は持っていて、議会で出たこと、あるいは住民の言われたことは村長側として申され、そして院長側は診療サイドとして、現状の問題点もあるでしょう。そのことをお互いに理解し合って、話し合いの機会を持たないと、これはいつまでたっても一緒です。進展がないと思うんです。これやられておれば非常に失礼なお願いですが、私の観点からはどうもやられておらないというふうにはしかとっておりませんので、ぜひその時間を、お忙しいときですがとっていただいて、検討をしていただきたいということを希望として述べまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

〔4番 服田順次君 一般質問〕

○4番（服田順次君）

最後になりましたが、官民協働の村づくりについての一般質問をさせていただきたいと思います。

平成23年は、NPO法人日本で最も美しい村連合に加盟し、東白川村は、ことしまた3月には、東白川村新築地域森林整備推進協定及びサントリー天然水の森、岐阜東白川が締結され、また、坂本龍一さんが代表理事をされております一般社団法人のモアツリーズとの森林づくりパートナーシップ基本協定が結ばれて、東白川村の誇れる自然が全国にある意味で認められたところがございますし、注目もされているところだと思っております。

3月の議会でも一般質問をされた議員さんが見えましたが、官民協働の村づくりによる将来ビジョンの策定についてということで、去年は6回の勉強会が開催をされておりました。先ほどコンサルタントを通じて五、六百万予算を組んだというお話も出ておりましたが、私も最終回には参加をさせていただきました。ことしはその継続ということで、東白川村の将来ビジョンの策定委員会を募集されて、その中へ私も参加をさせていただきたいということで、入って、それを期待し、その中でも提言をしていきたいと思っておりました。ことしは、特にその中で、以前、庁舎内で行われておりましたプロジェクトチームの活用というのもどうかなというふうに、私はそれを始めたときに思っておまして、特にこの24年度の村の将来ビジョンは大変大切なものでありまして、この方向性というのは、ある意味では縦割りの行政の手法ではなくて、やはり行政マンにとっては全部つながった、全員が1つの方向へのベクトルをそろえて、東白川村の将来のために考えていくと。そして、それに対して私たちも何とか頑張れる基盤づくりの構築に参加させていただくということがいいかと思っております。

去年は、官民の民のほうの意見というか、勉強会ということで集まったと思いますが、やはりことし、こうして将来ビジョンをつくるという中にも、まずは村長さんの、こうした場で自分の思いというか、強いリーダーシップを発揮していただくのがまず大切かなと思います。景気の低迷の中ではありますけれども、そうした中で、東白川がどうしたらいいかということで、観光産業を通じたりして、農林業の振興、活性化に向けて、東白川をアピールし、まず交流人口をふやして、そして、そういうものが人口対策の一助になっていくような方向へ向かうべきかなというふうに思いますが、その辺のところを村長さんの手腕を発揮していただきたいと思っておりますので、まずは村長さんのリーダーシップを発揮できる思いをぜひとも聞かせていただきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

服田順次議員にお答えをいたします。

官民協働の村づくりについては、1年間検討をしまりました。まだあと1年、計画の段階ではありますが、村民皆さんの幅広い意見を取りまとめ、村の将来ビジョンを策定したいというふう

に考えております。

ビジョンの策定委員会のメンバーは、議員御指摘のように、固定をしないで若い職員も参加をしてほしいと思っております。平成19年から行いましたプロジェクトチームの提言は、村の大綱の中に生かしてまいりました。今回のビジョン策定委員会の提言も、総合計画の中に取り入れてまいりたいと考えております。

御指摘のように、行政のリーダーシップは、これは当然のことでございますし、民の意見を聞いて、それを参考にしながらリーダーシップを発揮していくというのが理想的であろうかなと思っております。その中で、村が将来どうしていったらいいのかという提言をいただきました場合、やはりこれは行政の中で話し合いをしながらこなしてまいりたいと。それを総合計画の中へ、見直しの場に取り込んでいくというのが一番スムーズな方法かなと思っております。

いずれにしても、官民双方相まって東白川村の活性化に寄与していきたいと、こんなふうに思っておりますので、今後も御指導いただきますようお願いを申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

今お答えの中で、私はこういうふうにしていきたいというような思いがちょっといただけるとありがたいと思っておりましたが、とりあえずのところは、4次総合計画の概要の中に一番最初うたってありますコンセプト、「夢よ育て、元気で笑顔が集う東白川」と、こういう一つのキャッチフレーズの中で、それぞれ村民の皆さん方は、住みよい東白川とか、いろんな言葉で東白川をどうしたらいいかということの御提言はあるわけですが、そうした中で、先ほど村長さんのお話の中にもありましたように、この庁内のプロジェクトチームについては、非常に私はある程度高く評価をいたしております。

これは、平成19年の2月にまず第1回目の全員協議会の折に資料を出していただいて、その中の東白川村の機構改革の一環ということで、最後のところで村長の直轄特命事項という形で政策、財政、交流、そして保健、医療、介護を研究する、また立案するプロジェクトチームを設置すると、これは非常に強い、私は村長の意思であったなというふうに思っております。そして、平成20年、21年と、それぞれそのプロジェクトチームを引っ張っていただきながら、その中であつたいろんな問題点も、今報告を、20年の4月、そして21年12月と、それぞれ全員協議会の資料で出していただいております。最後に出していただきました東白川村未来創造プロジェクトという冊子の中にある言葉が、本当に僕は大切なあれだなあと思っておるのが、この中に、第1章に、職員の皆さんへお願いという項目がございます。そこへ参加してくださいと、各プロジェクトに主体的に参加してくださいと。この参加が、進んで考える職員の第一歩ですということがうたわれております。これは本当に、今、民のほうというか、一般の企業として、林業、農業、それに携わってみえる皆さん方は非常に疲弊をしてみえる、そんな中で増税をやるなんていうお話も今出てるわけですけ

れども、そうした中で、やはり5年ほど前に、東大村の将来に危機感を持つということで、準限界集落、そして限界集落、ひょっとしたら消滅集落というところまでのお話が、行政の中でちらほら我々も聞かせていただきました。

そんな中で、今、将来ビジョンという冠を考えることも大切ですが、それに向かって今何をやらなければならないかという点では、先ほど来一般質問の中にありますように、プロジェクトチームもさることながら、フォレストスタイルの事業とか、そしてそのほかのいろんな事業が直結してくるような行政主導をやっていたらいいというのが我々の、私の思いであります。そうした中で、やはりもう一回行政マンの皆さん方に力を発揮していただき、その上のところでリーダーシップをとっていただく村長さんに、ぜひともそうした旗振りというか、自分の思いを発していただきたいと。もう5年、10年向こうには、今の2,500人の人口が2,000人を割ると、この前の第1回の将来ビジョンの策定委員会の中でも、そのことがうたっています。だから、そういうことをやっぱり実感として我々は真摯にとらえて、あしたの東白川をどうするかということを本当に考えないかんとときに来ているということをつくづく思うわけでございます。その辺のところを踏まえて、もう一度村長さんに、その思いの一端をお聞かせいただけたらありがたいなと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員御案内のように、プロジェクトチームをつくって、職員の意見を吸い上げるということを考えて出発をしたものであります。これは職員同士お互いに話し合っ、自分の意見を言うということの第一歩でありました。その中で、もちろん村の将来のこと、小さいことは職員のきょう仕事することなど、いろんな意見が出てまいりまして、庁内の改善もいろいろとその中でやってまいりましたし、総合計画にも反映をしてまいりました。

現在でも、やはりそのときのそういう雰囲気というか、自分たちの意見を言うという、そういうことが、大勢の前では言いにくいけど、村長に言おうかというのがいろいろあります。現在でも総合評価の中で意見を書いてくれる人もおりますし、村長へのメールというようなことで言ってくれる職員もおります。職員が自分の考えを発表できるという雰囲気をつくったことは成功であったなと思っております。改めてじゃあもう一回それをつくって、全員でやりましょうという、果たしてその意見が出てくるかどうかはわかりませんが、職員全員にレポートを書いていた、これは強制的に書いていただきました。何も無い人は何も無いと書くと、こういうことで書いていただくこともございます。その中でもやはり提言は出てまいります。村長の頭の中なんていうものは、そう大したものじゃございませんので、職員みんなの意見をどのように反映していくかということが大事なことであり、職員もそうですし、もちろん議員さんの御意見も実践をしていくというのが村長の仕事であろうかと思っております。村長に何かアイデアを出せといってもなかなか出てまいりませんので、職員によいアイデアを聞いて、よいものはよいというふうに判断をしていけるかどうかであろうかと思っております。

今後とも頭はなるべくやわらかくして、皆さんの意見を反映していくという、そういう村づくりをしてまいりたいと。だから、職員の意見であっても、村長がやるといたらやるわけでございますので、どうかそんなふうに御理解をいただいて、今後とも議員の皆様方からもよいお知恵をたくさん授けていただきますことをお願いを申し上げたいと思います。今回の6件の一般質問の中でもたくさん得るところがございましたので、今後に生かさせていただきますので、どうか御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

これは提言というか、最後になりますが、御回答は結構でございます。

なかなか村長さんもそれなりに一生懸命考えてみえるというふうに僕も思いますし、職員の皆さん方も真剣にそういうことに向かってみえるというふうに思っております。

そこで、平成21年の12月、最終に出されました東白川未来創造プロジェクトという冊子でございます。この中にあります1章から9章まで題があるわけですが、先ほどの職員の皆さんへのお願いというのが1章です。2章が、村の将来に危機感を持つ、3章が、自問してみよう、4章が、勝ち残るために求められるもの、5章が、職員は力が発揮できる環境か、6章が、これまでとこれから、7章が、活動コンセプトとブレーン、8章が、新しいプロジェクト、9章が、プロジェクトが実行に移されるまでということで、これはなかなか本当にいいことが書いてあるというふうに自分では思っております。そういうことですので、これを皆さん方に、村民の皆さんも聞いておられると思いますので、それも含めて御提言を申し上げ、質問を終わります。

○議長（安江祐策君）

以上で一般質問を終わります。

これで午前中の会議を閉じます。

午後は1時15分から再開します。

午後0時06分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、午前中の会議に引き続き午後の会議を再開します。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第7、承認第3号 専決処分承認を求めることについて、専第8号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成24年6月26日提出、東白川村長。

記1. 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。

1 枚めくっていただきまして、専第8号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,336万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成24年5月14日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきまして、7ページをお願いいたします。

7ページ、2. 歳入、18款1項1目繰越金、補正額45万円、前年度繰越金でございます。

次に8ページのほうへ行っていただきまして、3. 歳出、6款1項3目農業振興費、補正額45万円、茶業振興対策事業で45万円でございます。これは、5月13日に発生しました霜の害で、村内茶園の約2割が被害を受けました。樹勢回復を行うための疏安の無償配布の部分を専決させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号 専決処分承認を求めることについて、専第8号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第43号から議案第45号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第8、議案第43号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第45号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

これから説明する3つの条例につきましては、入管難民法という法律が改正されて、それに伴って外国人登録法が7月9日から廃止されるということによる改正でございます。

では、説明させていただきます。

議案第43号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例について。東白川村印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年6月26日提出、東白川村長。

次が改正分でございますけれども、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の一番最初のページでございますけれども、現行では、第2条のところに印鑑登録を受けることができる人は、住民基本台帳に記録されている者と、それから外国人登録法に基づき、本村の外国人登録原票に登録されている者というふうに2つに分かれておりますけれども、これを、外国人登録がなくなるので、住民基本台帳一つにまとめております。

次のページへ行っていただきまして、第4条の3項のところでも、確認方法で、免許証、許可証もしくは身分証明書で、本人の写真を張ったもの、または外国人登録証明書というふうになっておりますけれども、この部分も外国人登録証明書がなくなったので、字句の修正を行っております。

それから、第5条のところも、外国人登録原票というものがなくなってきておりますので、抹消しております。

改正文のほうに戻っていただきまして、附則ですけれども、この条例は平成24年7月9日から施行するというところでございます。

次に、議案第44号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年6月26日提出、東白川村長。

次のページは改正文でございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今見ていただいたところの次のページが、手数料徴収条例の別表の改正後ですので、その次のページが改正前の表が載っております。6項の20号に、外国人登録原票に登録した事項に関する証明書の交付が1通300円というのがありますけれども、この証明はもう出せなくなりますので、その

分を削除しまして、前のページへ戻っていただきまして、1項ずつ繰り上げて、20項と21項にしたものでございます。

改正文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成24年7月9日から施行する。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第45号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。平成24年6月26日提出、東白川村長。

改正文、東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 出産祝金は、住民基本台帳法に基づき本村の住民基本台帳に記録された後、引き続き村内に住所を有する者が支給対象児を出産したときに支給する。

前43号、44号議案と同様に、外国人登録法の廃止に伴う外国人について、村が住民票を作成することへの所要の条例の改正を行うもので、第3条全文を改正するものです。新旧対照表の最終ページをごらんいただきますと、下が現行で、上段が改正案ということですが、第3条本文第1項と第1号、第2号で構成されておるものを、1号、2号を廃止して、第1条1項本文に改めるものでございます。

改正本文に戻りまして、附則、この条例は、平成24年7月9日から施行する。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてから議案第45号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてから議案第45号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号から議案第51号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第11、議案第46号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第51号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの6件を補正関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第46号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成24年6月26日提出、東白川村長。

次の条文へ参ります。

東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

別表1. 村単独土地改良事業の項1. 村単独農道舗装事業の次に次のように加える。

2. 村単独農地造成事業、分担金の総額に当該事業の受益者の受益の状況に応じて村長が定めた率を乗じて得た額とする。分担金の額ですが、100分の50。

附則、この条例は公布の日から施行する。

この条例は、今回、神付モデル茶園に関する補正に関連した条例でございます。その内容につきましては、当初は、東白川製茶組合が事業主体となって神付モデル茶園の造成事業を行い、その要する経費の2分の1を村から農業振興補助金として補助するものでございましたが、今年度当初に組合側より申し出があり、村が事業主体となって造成事業を行い、組合から分担金を徴収するということに変更するというものでございます。東白川村分担金徴収条例におきましては、村が行う事業の種類として、前記に該当するものに村単農道基盤整備事業がありますが、その中には、農道舗装事業の1項目があるのみでございましたので、今回新たに農地造成事業を加えるものでございます。分担金の額は、農業振興補助金交付規則の農用地開発事業の補助率2分の1以内を準用して設定しております。以上です。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第47号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,764万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,100万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法並びに既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。平成24年6月26日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきます、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページ、第2表 地方債補正、変更でございます。過疎対策事業債、変更前が1億2,910万円のもの200万円増額しまして、1億3,110万円にするものでございます。ここは、地籍調査の山林の境界明確化事業の事業費の増によるものでございます。そして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同じでございますので、説明を省略させていただきます。

それから、下の追加でございます。災害復旧事業、限度額が1,100万円でございます。これにつきましては、道路の災害復旧事業で、凍上災害の部分でございます。後ほどの起債の方法、利率、償還の方法につきましては、今までの起債と同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして、8ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきます、10ページをお願いします。

10ページの2. 歳入、11款1項6目農林水産業費分担金、補正額594万3,000万円、神付のモデル茶園の造成の分担金でございます。2分の1でございます。

2項2目総務費負担金、補正額1万円、インターネットの加入者の負担金でございます。ここにつきましては、当初予算では加入者負担金の区分しかございませんでしたので、繰り越し分を今回入れるものでございます。

12款1項2目総務費使用量、補正額6万8,000円、インターネットの利用料、それからIP電話基本使用料、IP電話の従量の使用量、それぞれ滞納繰越分でございます。上の負担金と同じでございます。

13款1項11目災害復旧費の国庫の負担金、補正額が2,001万円でございます。村道災害復旧費の国庫の負担金でございます。凍上災害の部分でございます。

その下の2項6目農林水産業費の国庫の補助金、補正額220万円、土地改良事業修繕費補助金でございます。中谷用水の修繕でございます。県の補助から国庫補助事業のほうへ移しかえるためのものでございます。

14款1項8目土木費の県負担金、補正額52万5,000円、地籍調査の負担金でございます。内示により増額するものでございます。

2項3目民生費県補助金、50万4,000円の補正でございます。児童手当システムの改修の補助金でございます。児童手当法の一部改正によるものでございます。

6目農林水産業費県補助金160万円の減額でございます。土地改良の修繕の補助金でございます。このところの160万が減額になりまして、先ほどの国庫の補助金のところの220万円に変更するものでございます。

10目の教育費県補助金53万8,000円、炬火リレーの行事、それから会場運営の交付金、花づくり運動、いずれも清流国体関係の県の補助金でございます。

次の12ページの3項8目土木費の委託金、補正額9万2,000円、河川の維持修繕の委託料ということで、リバープレーヤーの委託料を県からいただくものでございます。

15款1項1目財産貸付収入、土地の貸付収入1万円でございますが、これは木曾渡住宅の敷地内に自動販売機を設置するというので、その土地の貸付料でございます。

18款1項1目繰越金、補正額1,412万5,000円、前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額222万1,000円、農業共済組合からの農業共済交付金28万円減額、それから木曾渡住宅の自動販売機の今度は電気代でございますが、1,000円、それからコミュニティー助成金250万円の補正でございます。

次のページの20款1項8目土木債、補正額が200万円、山林境界の明確化事業でございます。

それから11目災害復旧債1,100万円、村道の災害復旧事業でございます。

次に、14ページの3の歳出でございます。

ここからは、職員の人件費が各所に出てきます。4月の人事異動による変更、それから昇格、それから共済組合の負担金の9月以降の掛け率などが変更になったこともありまして、それぞれに出てきますので、よろしく申し上げます。

1款1項1目の議会費、補正額1万2,000円、議会事務局費1万2,000円でございます。職員手当、共済費でございます。

それから、2款1項1目一般管理費、補正額が476万6,000円の減額でございます。総務管理費で476万6,000円減額、ここは職員2名分の減でございます。給料、職員手当、共済費、それぞれ減になってきております。

次のページの5目の財産管理費58万円、総合行政システムの運営費ということで58万円でございます。児童手当法の改正によりますシステムの改修の費用、委託料と使用料のほうでそれぞれ補正するものでございます。子供手当から児童手当への変更の部分でございます。

7目の交通安全対策費43万1,000円の補正、交通安全対策費43万円でございます。道路の日照支障木除去委託でございますが、県道の下呂・白川線の大沢地内の立木が、交通の見通しが悪いということで、地主さんの御理解も得られたようですので、支障木を伐採したいと思います。それから、工事請負費につきましては、防犯灯の工事ということで、黒淵に2基を設置するものでございます。

10目の地域情報化事業費298万5,000円、CATVの番組制作運営費で25万9,000円でございます。備品購入で、編集用のモニターが故障をいたしましたので、その購入、それから放送番組の保存備品、同時録画の部分でございますが、14万7,000円追加するものでございます。それと、CATV維持管理費272万6,000円でございます。修繕料につきましては、今後の緊急な修繕に備えての

100万円の補正と、それから委託料でセンターモデムの設定委託料、それから次のページの備品購入費で570万ございますけれども、これにつきましては、当初見積もりのときから再見積もりをとりまして、金額が動いてきたので、今回補正をさせていただくものでございます。それから、16ページの工事請負費130万2,000円でございますが、伝送路の布設工事ということで、白川町地内で先般障害が起きました。これにつきましては、獣害対策用の光ケーブルに張りかえるというもので、716メートルほど張りかえたいというものでございます。

それから、2款2項1目税務総務費、補正額が9万8,000円、税務総務費9万8,000円でございます。これにつきましては、共済組合の負担金と、需用費のほうにおきましては参考図書の購入ということで、固定資産税関係の書類を購入するというものでございます。

2目の賦課徴収費14万7,000円につきましては、消耗品のところでは郵便振替の用紙、それから償還金、利子のところでは村税の還付加算金、村税の還付償還金、それぞれ合わせまして11万円補正するものでございます。

17ページで、3項1目の戸籍住民基本台帳費9万5,000円の補正でございます。これにつきましては、人の異動による給料、職員手当、共済費の補正でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額が168万3,000円の減額でございます。1つは住民福祉費一般で149万5,000円、給料、職員手当、共済費、人の異動によるものでございます。もう1点が国保会計の繰出金でございます。18万8,000円減額ということで、国保会計のほうの職員もかわりましたので、繰出金も変わってきます。

3目の保健福祉費8,000円の追加でございます。保健福祉費の職員の共済組合の負担金の補正でございます。

2項1目児童福祉費、補正額1万4,000円、子育て支援事業の人件費の補正でございます。

2目の認可保育所費20万4,000円、これにつきましても人件費補正で、ここでは超過勤務手当が不足するというので、30万円ここでは入っております。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額が12万7,000円でございます。これにつきましても、昇格等により人件費の補正をするものでございます。

19ページへ行きまして、3目の母子健康センター費、補正額が1万2,000円、ここも共済組合の負担金でございます。

5目の環境対策費64万3,000円の補正でございます。ここも人件費と、それから繰出金で簡易水道特別会計への繰出金でございます。

6目の廃棄物対策費ということで、47万8,000円の補正でございます。一般廃棄物対策事業47万8,000円で、ごみ袋を印刷しておりました愛知県の会社が倒産をいたしました。それに伴い、印刷製版の作成などの費用を計上させていただくものでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額33万5,000円、職員の人件費の補正でございます。

20ページの2目農業総務費、補正額2万8,000円、ここも共済組合の負担金でございます。

3目の農業振興費288万6,000円で、茶業振興対策費でございます。1つは、補助金のほうの一番

下にあります神付のモデル茶園の補助金を出す予定にしておりましたが、村で工事ということで900万円減、そして今度は、工事請負費で神付モデル茶園の造成費を1,188万6,000円追加するものでございます。それと、補助金の中に茶業振興会の補助金75万ございますが、これにつきましては、茶商会への補助金が振興会を通じて出すようにしておりましたが、直接茶商会のほうへ支払いをするように組み替えをするものでございます。

4目の農業構造改善事業費、補正額ゼロでございます。ここにつきましては、予算を工事請負費で273万円ほど組んでおりましたが、これを委託料と備品購入費に組み替えをするものでございます。

5目の山村振興事業費41万5,000円、ここにつきましては、修繕料が10万円と、次のページに白川茶屋の機械の整備の補助金がございます。卓上の真空包装機を整備したいということで、2分の1を補助するものでございます。

6目の畜産業費、補正額ゼロでございます。財源補正でございます。

7目農地費、補正額がゼロでございます。ここでは中谷の用水の修繕工事を県単の事業から国庫事業の農業体質強化基盤整備促進事業のほうへ変更するものでございます。

2項1目林業総務費、補正額8万3,000円の減でございます。人件費補正でございます。

3目の林道総務費42万4,000円、ここにつきましても人件費補正と、次のページに負担金のところで、県の治山研究会の負担金が不足するため補正をするものでございます。

7款1項1目商工振興費、補正額516万8,000円でございます。ここは、職員人件費で1名増員になっております。

2目の地域づくり推進費ということで751万5,000円、イベント支援事業で274万9,000円で、ここにつきましては、コミュニティー助成事業が採択をされました。それを備品購入を補正するもので、テントとかテーブル、いす、それから枝打ちのはしごなどを購入させていただくものでございます。次に、地域産業活性化対策事業423万6,000円でございます。土地の借り上げ料と風花屋の家屋の購入部分でございます。それからこもればの里総合管理事業53万円でございます。こもればの里の屋根修理、それからポンプの更新に対する補助でございます。3分の2を補助するものでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額が12万9,000円減額、ここにつきましても、職員人件費と、使用料のシステム使用料につきましては、工事業者の工事实績を調査するシステムの使用料を補正させてもらうものでございます。それと、次のページの県の河川協会の負担金の補正でございます。

2目の地籍調査費318万5,000円、1つは地籍調査の補助対象事業ということで70万円の追加でございます。県から割り当て内示がふえてきましたので、その分補正をするものです。それから、その下の補助対象外ということで村単事業になりますが、248万5,000円を追加するものでございます。

2項1目道路橋梁維持費、補正額が60万円、社会資本整備総合交付金事業60万円で、中川原公園の東側にあります舗装していない道路があると思いますけれども、あそこを除去し、歩道に変えるというものでございます。

25ページの3項1目住宅管理費、補正額29万8,000円、ここにつきましては修繕料でございます

が、清流荘で1名退出がございますので、修繕をするものでございます。

4項1目河川砂防費、補正額9万3,000円、リバープレーヤーの委託料で、県から委託を受けて、さらにまたそれを商工会青年部のほうへ再委託するものでございます。

9款1項1目非常備消防費179万円、県の操法大会の出場費でございます。県の大会は8月5日に羽島市で開催されますけれども、それまでに訓練、それから消防学校への入校、現地練習、中濃の合同練習、壮行会、大会とメジロ押しでございますが、それに係る訓練手当、旅費、消耗品、食糧費を補正するものでございます。一番下のところの備品購入で、県の操法大会備品で、管鎗とかノズル、ホース、吸管などを整備させていただきたいというものでございます。

2目の消防施設費7万7,000円、ここにつきましては、動ポンプの吸管が壊れてしまいまして、それをひとつ補正させていただくものでございます。

3の災害対策費18万9,000円、防災消耗品ということで、避難所の間仕切りセットを購入させていただいて、これは避難訓練にも使用させていただきたいと思っております。

10款1項2目事務局費、補正額338万5,000円でございます。ここにつきましては、職員人件費と負担金でございますが、人件費につきましては1名増員になっております。それから負担金のところでは、生徒数が2人ふえましたので、それぞれ負担金も変わってくるというものでございます。

2項2目教育振興費、補正額3,000円、小学校教育振興一般でございます。ここにつきましても、小学1年生が1名ふえたために、入学記念品の部分で補正するものでございます。ふるさと大好き体験合宿2,000円の補正、ここも小学5年生が2名増による補正でございます。

3項2目教育振興費、補正額2万4,000円、中学校教育振興費で、ここにつきましても、中学1年生が2名増による手数料の補正でございます。宿泊研修事業、ここも2万3,000円の補正でございます。スキー研修でございますが、中学1年生、ここも2名増による補正でございます。

次のページの5項1目保健体育総務費、補正額42万8,000円でございます。ここにつきましては、国体関連事業のそれぞれ具体化になってきました。事業費の見直し補正をここでさせていただくものでございます。それによって、使用料のところではバスの借上げが1台分減の10万円になってきております。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額3,163万円、これは24年2月の低温に伴います村道の舗装の破損につきまして、凍上災の災害復旧を行うものでございます。4路線ございまして、西洞本線、上小笹線、栃山線、穴沢本線というところの災害復旧を行うものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第48号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,811万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年6月26日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます。5ページの事項別明細書の総括の朗読も省略させていただきます。7ページから説明させていただきます。

2. 歳入、9款1項1目一般会計繰入金、補正額18万8,000円の減、一般会計繰入金の事務費分を減額するものでございます。

次のページへ行きまして、3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額18万8,000円、これは職員の異動によりまして、給料、職員手当、共済費がそれぞれ増額または減額になるものでございます。

国保会計は以上でございまして、次へ行きます。

議案第49号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,948万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年6月26日提出、東白川村長。

2ページの歳入歳出、第1表の朗読と、それから5ページからの事項別明細書の総括の朗読は省略させていただきます。7ページから説明させていただきます。

2. 歳入、2款1項1目一般会計繰入金97万1,000円の増です。一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目繰越金、補正額58万7,000円、前年度繰越金の増額でございます。

次の3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額1万5,000円、これは職員共済組合の負担金の増でございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額154万3,000円、需用費としては、施設の修繕料が26万3,000円あります。工事請負費16万5,000円ございますけれども、これは下親田の小笹調整池が渡辺昭彦さん宅の倉庫の裏にございますけれども、そこへ行く進入路がありまして、その道路の下には当然水道管が入っておるわけでございますけれども、今回、上小笹線が凍上災害で舗装するという事で、この進入路につきましても、上を車両が通ると水道管に影響を与えるおそれがあるということで、あわせて舗装工事を行いたいというものでございます。単独で行うと、重機運搬費等がかかるわけでございますけれども、10メートルぐらいの区間ですが、安くできるということでございます。

それから、最近では水道管の漏水事故とか断水事故が結構発生しておりますけれども、そのときにすぐに対応できるように、応急修理用のパイプとかバルブ等の資材の原材料費として追加購入をしておくということで、原材料費を見ております。

次へ行きます。議案第50号 平成24年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成24

年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,191万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年6月26日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから5ページからの事項別明細書の総括は朗読を省略させていただきます、7ページの2. 歳入、3款1項1目繰越金、補正額1万3,000円、前年度繰越金でございます。

次のページの3. 歳出、1款1項1目、補正額1万3,000円、これも職員共済組合の掛金率の変動による補正でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第51号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,026万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年6月26日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの補正予算事項別明細書の総括を省略し、7ページの2の歳入から朗読を申し上げます。

1款1項3目外来収益、補正額9万2,000円、外来収益の滞納繰越分の予算計上でございます。

5目のその他医業収益、補正額15万1,000円、その他医業収益15万円、現年分と、滞納過年度分ということで1,000円でございます。その他の医業収益は、エンゼル貯蓄とか診察券の交付による経費等でございます。また、過年度分のほうにつきましては、リハビリ等の未納分でございます。

1款2項1目療養収益の補正額9万2,000円、療養収益の滞納繰越分で9万2,000円を予算計上するものでございます。

2款2項1目手数料、補正額2,000円、証明書等の文書手数料ということで、滞納分2,000円でございます。公務災害によるものの事務処理がおくれておりまして未収となっておりますので、滞納するものということで計上させていただきました。

6款1項1目繰越金、補正額61万9,000円の減、前年度繰越分の減額でございます。

8ページへ行きまして、7款1項1目雑収入、補正額4万7,000円、説明欄にございますように、診療外の介護収入の滞納分3万8,000円、これはレンタル料、消耗品等によるものでございます。その他医業外収益の滞納繰越分4,000円、これは紙おむつ等でございます。職員等給食代5,000円、滞納分ですが、せせらぎ荘入所者の未納分でございます。合わせて4万7,000円を計上するもので

ございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額30万円、説明欄にございますように、3名の方から指定寄附金をいただいたものを予算計上するものでございます。

9ページ、3.歳出、1款1項1目一般管理費、補正額15万5,000円の減、診療所の一般管理費で、スズキエブリィ、それからトヨタカローラのアクシオ等のリース契約の見直しによりまして18万6,000円の減と、スズキエブリィにつきましては、訪問看護車でございますが、再リースから買い取りをさせていただきまして、備品購入費1万2,000円と、これに伴います役務費の保険料、その他保険料の1万9,000円は、リサイクル料1万円と名義変更分8,000円でございます。トータルで15万5,000円の減でございます。

2款1項1目医業費、補正額22万円、説明欄の使用料及び賃借料、医業用機器リース料22万円の追加でございますが、窓口業務のほうで行っておりますファクス機能付きのコピー機ですが、再リースで予算を見てきたわけですが、故障によりまして、新たに更新が必要となりました。9カ月分のリース料とコピー使用料等を合わせて、リース料として22万円を追加するものでございます。

3款1項1目基金積立金、補正額ゼロでございます。財源補正の欄で、その他の欄に10万円、一般財源を10万円減ということで、匿名の方から受けました指定寄附金を財源補正するものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

以上で説明が終わりました。

これから質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

20ページの農業振興費で、茶商会への補助金が75万上がっておる、これの主要目的というか、それをちょっとお聞かせを願いたいのと、23ページには、全協でも説明がありました風花屋の家屋の購入の件ですけれども、風花屋の問題もこれで終局を迎えようとしておりますけれども、家屋の購入については、私は個人的にもその方向でやってもらえて反対ではないわけですけれども、村長のこの間のいろいろ説明をお聞きしても、まだ何に使うか、その辺がはっきりとまだ不透明なような状況の説明であったように思いますので、今後について、村の、例えば私は個人的に企業誘致というか、そういう形の中で、村の活性化にもなるし、雇用にもつながるようなものに使ってはどうかというふうに思いますし、一部の方はまたそれで、商工関係の方はそこでいろいろとまた問題も出てくるやもしれませんし、その辺の決断というか、そういうところは難しい決断もされるかと思うんですけども、村の将来を思つての決断をぜひ早急に出してもらえるとありがたいなというふうに思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

まず、補助金の関係でございますけれども、これは当初、茶業振興会を通して茶商会へ補助金を交付するという形になっておりましたけれども、これは茶商会へ補助金を出す名目としましては、美濃白川茶ブランド構築事業というものに対して交付するようになっておまして、当初は、茶商会から提案されておりました事業がこのブランド構築事業に該当するかどうかというちょっと未確定なところがございましたので、とりあえず茶業振興会を通して交付するという形をとっておりましたけれども、茶商会のほうの内容が明確になってまいりまして、直接補助金を出したほうがよいであろうということで組み替えをしております。

その内容としましては、住民参加型イベント支援ということで、消費拡大事業、これはおもてなし運動ということですが、これが30万円、それから生産意欲向上事業、茶のコンテスト事業をやるということで、これに30万円、それから茶の育成事業、これはT-1グランプリでございますけれども、これが15万円ということで、75万円の組み替えをしております。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

風花屋の件につきましては、終了したというよりは、いよいよ始まるということでございます。買い取り価格については、全協でもちょっと皆さん方をお願いをしたところではありますが、買い取りをしたいということで、後の使用については、議員言われるように、雇用もできるようなことに使えば最高であると思っておりますが、相手があることでございますし、企業誘致といっても、どんな企業が来てくれるかもわかりませんし、また商業施設としてもどうかという声もありますし、村で買うよということは、商工会へも話をしまして、商工会員の皆様方に、どんなことに使ったらいいかということも今検討中でありますので、まだはっきり私が今ここで、これを何に使用しますということをはっきり申し上げられませんが、皆様方に納得していただけるような形で使用してまいりたいと。あそこを水田を埋め立てて、あのような屋敷をつくり、村の骨折りがあってできた商業集積があのような形になったということで、非常に残念でもありますし、また地権者の方も大変なお困りになって、貸せるには、村しか貸せんよみたいなことになってまいりまして、村も放置できることではないということで、あれを買い取って、できれば今議員お考えのようなことに使いたいなあと私も思うわけですが、もしそれがなかった場合はじゃあ何にするかということは、また皆さんに御相談申し上げて、納得のいくような形で使用してまいりたいと思います。何せ大きな入れ物でございますので、あと使用目的によっては金のかかる場合もあろうかと思っておりますので、今後、買い取りをいたしまして、土地の契約をいたしまして、それで、はっきり村のものとしてどういうふうに使いましょうかという相談をしていきたいなど。希望は持っておりますが、なかなか今はっきりお答えはできませんので、まことに申しわけございませんが、破産管財人のほうへのアプローチは今の金額で話がついたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安江祐策君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

5番議員と重複をいたしますけれども、何せ建物を買われる以上は、今後、先日委員会でも申し上げましたけれども、将来にわたって賃貸料というのがかかってまいります。そうしたことで、十分住民の皆さん方のためにもなり、村の活性化につながる利用をぜひとも村長はリーダーシップをとっていただいて、進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

そのようなつもりでございますので、また何かいいアイデアがございましたら、ひとつ出していきたいなと思います。よろしく願います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の支出の20ページになりますけれども、山村振興事業費の白川茶屋さんの機械整備補助金という形になっておりますし、今回、これは山村振興事業という、農業費のほうで支出になっておりますが、今までも第三セクター等の設備、要は経済活動を行っているようなものに対する補助については、毎回のことのように僕はちょっとチェックを入れているわけで、今回もこれについてはちょっと質問させていただきたいわけですが、今回、管理委託をしているような施設の修理の場合、多少、味菜ですとかの場合も、今までも説明を受けてきたので、管理委託しているから修理代は村が持つんだというような言い方で随分逃れてこられたと思いますけど、今回の場合は、これは動産であって、不動産ではない、設備でもなく、要は器具に値するものだと思います。

それで、なぜこれをあえて質問をしたいかという、もともと第三セクター等の村がお世話している民間企業ではないところには、村の税金がある程度当たっていきながら、応援していく形でいっています。応援がいけないというつもりは全然なくて、当然こういう田舎ですから、応援をし続けないと、いろんな商業が前へ進んでいかないのはわかっています。それで、商業者というのは、民間事業者にも商業者がいまして、その人の支援が十分が足りないのではないかということなんかも申していたところ、今年度の事業の中で商工業設備資金利子補給というすごいありがたい制度をつくっていただきました。そのおかげで、設備を導入するときには、その制度を使えば民間も、残念ながら第三セクター等のいただいているような補助まではいきませんが、設備が必要なときには

ほとんど無利子で借りてきて、それで商売をしながらその設備代を返していくということができるようにおかげさまでなりました。本来ですと、この仕組みというのは、第三セクター以外の業者は、この仕組みを使いながら設備を整備していくのが、このせっかくつくっていただいた商工業設備資金利子補給という制度であって、今回ですと、実は第三セクターではない法人の設備の話です。それで、応援するなという意味ではなくて、せっかくつくっていただいた民間が利用できるこの制度を利用して、本来設備を購入すべきではないかというのが僕としての趣旨で、なぜかという、実はこれではもし足りないということであれば、今度は民間に対する設備利子補給という制度も、やっぱり不十分ではないかということをもう一回考え直していただく必要があるんじゃないかと、ちょっと余計なあれですけども、と思いますので、今回、あえて器具を購入するに当たって、半額補助という判断をなされたやつをもう一度しっかりお教え願いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

今、御指摘のとおり、この真空こん包装置ということで、これは指定管理における設備には該当しません。ということは、そちらのほうの助成というものはありませんけれども、これはみみずくへの助成でございますけれども、みみずくにつきましては、農業を通して村の農業振興と、それから活性化、そういったものに寄与するという目的で活動しておられる団体ということで、今、村も振興しております6次産業化への支援ということで、こうした団体に対してそのような支援をしてまいりたいということで、今回、補正をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

実は団体でということと、昨年度中に法人化されたはずなんです、実はこの団体であるのか、個人であるのか、事業主であるのか、法人であるのかという判断基準が非常にこのところあいまいになっておりまして、例えば僕は常々つらく思っているのは、商業者、ただの商売をやっている人が村民の生活をまるで支えていないかのごとく誤解を受けるような発言が多くなされていまして、確かにサービス、ものを提供するというは、対価として現金を受け取ることになります。だけど、それは利益があるから村民の生活に寄与していないというような短絡的な考えではないということで、実は今回のことと、例えば40人もおられる団体ですと、実は30万の補助というのは、1人当たりに割ってしまいますと、1万を切る補助になります。それは実は個人でやられるところが同じことをやろうと思うと、実は家族で割っていいものなのか、これを世帯として見た場合は分母が1です。だから、どちらを本来村は補助すべきかということをもう一度よく考えていただきたいのは、団体であるがゆえに補助してもいい、個人だから補助するとまずいんじゃないかというのは、何となく説得力があるように見えて、分母が小さいほうが大変だということをもう一回よく考

えていただいて、団体であれば、本来、例えば月々の給料から幾らかを天引きしてでもこの設備器具を買うべきであって、その買うことによって利益が上がるんなら、もう一回上がった利益の中でその報酬を取り戻していくというのが本来の商売のやり方であるんですが、このやり方でこれからどんどん進んでいきますと、一体だれがだれのための何の補助をしているのかというのは、村民を間接的に補助しているといいながら、既存の商店がつぶれてしまったとき、そのときに必ず言われることが、商店がなくなったから村民の生活が非常に不便になった、これはこの間からさんざん言われているせりふです。でも、それはつぶれてから何とかしようでは遅いんであって、もう少し商工業の振興ということにおいては、ただ単に村が世話している商工業の部分だから振興するだけではなくて、既存の商店がどのような形で村民の生活にかかわっているかということをもう一度よく考えていただいて、じゃあ、村民の生活に何が必要かということに対して、それを補助するのが、たまたまそれが個人なのか団体なのかという考え方でやっていただかないと、たまたま団体だから、一生懸命やってくれているからというだけだと、個人が一生懸命やっていることが、まるで一生懸命やっていないような錯覚に陥るような現象が最近多くある。

だから、さっき言ったように、実はそのためにせつかく利子補給という制度をつくっていただいたのに、早速今回の場合、これを利用していただければ、非常にいい形で設備購入ができるはずなんで、もう一度その点、見解をお伺いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

個人の方と委託を受けている白川茶屋のことではありますが、そういうふうにして比べて、個人の方は村民の生活に寄与していないから補助しない、そういうことは考えておりません。これは、立ち上がりからまるきり違うわけでありますので、この団体に対する補助の率というものは決まっております、これだけの2分の1の補助でやっていただいて、皆さんが村の農作物を使っていただいて、それを販売していくと。加工すると、そういうふうに使っていただくものでございます。こういう団体については、村の意向をいろいろと押しつけておる面もございまして、委託を受けている団体に対して支援をしております。もちろん、個人の方へもなるべく、形はこれと同じということはないわけですが、支援をするということで、その利子補給であるとか、商業者の固まりである商工会への支援であるとかを強化していくという、そういうふうを考えてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

重ねて、ちょっと続けてで申しわけないですけど、先ほど同じページの神付モデル茶園造成事業

についてなんですけど、事業主体を村に変更するというので、このような財政的な操作が行われているわけなんですけど、単純にちょっと質問したいんですけど、事業主体が村側にあるのと村側にないのとで起こり得るメリット・デメリット等、それぞれのところに発生するかと思いますけど、そのちょっと説明だけお願いしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この事業は、当初、東白川製茶組合が独自で茶園造成を行って、それに対して補助をしていただきたいという話でございました。この件については、事業主体がお茶組合であるということの、そのときの趣旨といいますか、そういった理由としましては、村とか、こういった地方自治体が行う工事は、経費等、割高になるということから、我々が民間の感覚でやれば、もう少し安くできるのではないかという根拠から、そういう申し出があり、そういうことなら村のほうは補助金という形で支援いたしますということで組んでおりました。

ところが、今年度に入りまして、最終的な打ち合わせをしておりました折に、いろいろな事情で組合のほうでできなくなったということで、でも工事はやりたいということでしたので、村で造成工事はやってもらえないかということから、メリットとしては、先ほど、当初のメリットは、そこでは、向こうの都合と言いますとあれですけれども、そこではメリットにもなり、つぶれたような形になりますけれども、今回村がやるということで、事業の精度といいますか、そういった、これも農地をかまう仕事にもなりますので、その辺は責任を持ってできるということがメリットになるのではないかというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

実は、先ほどの村長の答弁にもありましたように、すべての事業等は、スタートの段階で村がどういう立場でスタートしたかということが、その後の税金の充て方に随分影響が出てくるのが今までも見受けられています。ここで発表していいかどうかわかりませんが、フォレスタイルのそもそもその立ち上がりのときも、本来ですと、建築組合さんが事業主体としてやるべきものが、知らないうちに村が事業主体になるという方向に方向転換されて、村へ提示されて、均衡したがゆえに、今、何が起ころうが、村が最終責任をとる形でどんどん前へ進んでいます。それは、今、課長が言われたように、責任を持ってやるという意味においては非常にいい効果であって、決して今のフォレスタイルは、村が主体になっているからデメリットばかりであるとは思っていません。ただし、財政的なものですか、手を挙げてしまった、スタートしてしまったがゆえに、いつまでもブレーキがかからないというのは、実は民間以上に行政というのは危険だということが、この2年間で僕も学ばせていただきました。なので、今回のように、事業主体が切りかわるということは、安易な

財政的だけの問題ではなくて、事業主体が村になるということは、ただ単に補助金を出す以上に、もっともっと慎重な審議の上で乗り出すということを今後考えていかないと、今回はただのお金の動きだからいいんですけど、これが5年後、10年後に、このモデル事業である事業自体が多少怪しくなってきたときにだれが責任をとっていくかというときに、事業主体が村であるがゆえに、今後どんどんそれを引きずる形で維持していかなきゃいけない可能性もあると思います。なので、そういう事業主体を切りかえるというときには、財源補正以上のもっと慎重な計画が必要かなと思ひまして、この件をちょっと質問させていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

今、2番議員の関連の質問で、続きなんですけど、これ事業主体が村になったということで、今後、将来的にどのような計画で進めていかれるのかということが1つと、このモデル事業を進めるに当たり、将来、後継者育成等を含めて、村のお茶産業がどういう採算性を持って未来を構築できるかというようなところを調べる目的もあったと思うんですが、ここで茶業振興会自体ができないというふうに判断されたこと自体が、既にそこでちょっと疑わしいところも出てくるんですが、その辺の見解はどういうふうにお考えか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

この問題は、どちらがメリットがあるからこういうふうに変えるという問題ではなくて、お茶組合の中でやることについては、もうこれは決定しておって、やるということでしたが、このお茶畑をつくるという工事をやることについて足並みがそろわなんだと、こういうことでございますので、村がやる工事は村がやって、あとのことは決められたとおりにしていけよと、こういうことでございます。お茶組合の中のことははっきりはわかりませんが、どうも役員さん方の足並みがそろわなかったんじゃないかなと推察をしております。まるきりこの事業はだめだから、もうやらんで、村がやってくれと、そういうわけではございません。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この組合側の、最初、提案のございましたモデル事業の趣旨でございますけれども、東白川製茶におかれましても、だんだん条件の悪い茶園が放棄され、また組合員の方も組合離れということで、年間数人ぐらいつのお茶をやめられる方が発生してみえるということで、このままでは衰退してしまうということでございますけれども、今後、優良な農地をある程度の規模で確保し、そこでいかに生産性を上げて、今後の経営の方向性が見出されるかといったところを検証したいというよう

な趣旨でございました。組合側からも、組合独自で試算をされた計画表のようなものをいただいておりますけれども、やはりお茶の償却年数、35年ぐらいでございますけれども、そうしたスパンで試算をされて、ある程度利益が上がるような資料もいただいております。そうしたことで、このモデル事業をまたいろいろと支援をしてみたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

今説明いただきました内容ですと、大変それは将来の採算性を考えてやるということで、いいことだと思いますし、組合の中で、村長説明のほうで、内部でいろいろあったというような話なんですけど、これ、暗に事業主体を考えて村ではやるという判断をされたわけなんですけど、もう少し踏み込んで、今課長が説明されたような趣旨であるならば、これは僕はやる意義もあるし、その組合内である程度しっかりと、若干どんな話になったかというのは耳にはしておりますけど、もう少し話されて、組合がやったほうが本来はいい事業ではないかと思います。そのあたりをもうちょい行政指導というか、そういう形で何とかできなんだかなど、ちょっとその辺を思うわけなんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この事業主体をかわったという理由の1つの中には、組合の役員の中で1人そういった監督をやられるに経験を持った方が見えまして、その方に担当していただくような内容であったということも一部ありまして、あれでしたが、その方がちょっと都合が悪いというようなことから、こちらへの依頼になってきたというようなことも一部ありました。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第46号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから、日程第16、議案第51号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第46号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから、日程第16、議案第51号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江祐策君）

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

平成24年6月26日、東白川村議会議長 安江祐策様。議会運営委員会委員長 服田順次。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. その他議会運営上必要と認められる事項、6. 議長の諮問事項に関する調査について。以上です。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

本定例会に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員